

建築物解体工事特記仕様書

改訂日：令和8年3月1日
(令和8年4月1日訂正反映)

工事名称：

工事概要：設計書のとおり

目次

総則.....	- 1 -
1章 各章共通事項.....	- 3 -
2章 仮設工事.....	- 9 -
3章 解体施工.....	- 11 -
4章 建設廃棄物の処理.....	- 12 -
5章 特別管理産業廃棄物の処理.....	- 13 -
6章 石綿含有建材の除去及び処理.....	- 13 -
7章 特殊な建設副産物の処理.....	- 13 -
8章 その他.....	- 13 -
材料・工法等の取扱い.....	- 14 -

総則

項目	特記事項
契約に関する事項	
○設計図書の適用	○本工事は、下記の図書を適用するが、内容に不一致がある場合の優先順位は下記のとおりとする。 (1) 質疑回答書（追記事項を含む） (2) 設計書 (3) 特記仕様書 (4) 材料・工法等指定一覧表 (5) 図面 (6) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・ 建築物解体工事共通仕様書・令和4年版 （以下、「解体仕様書」または「解仕」という。） (7) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・ 公共建築工事標準仕様書・令和7年版 〔令和7年3月改定〕（以下、「標準仕様書」又は「標仕」という。） (8) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・ 公共建築改修工事標準仕様書・令和7年版 〔令和7年3月改定〕（以下、「改修標準仕様書」または「改仕」という。） (9) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・ 公共建築木造工事標準仕様書・令和7年版 〔令和7年3月改定〕（以下、「木造標準仕様書」または「木仕」という。）
○特記仕様書の取扱い	○特記仕様書の取扱いは下記による。 (1) 項目欄は「・」印に○印をつけた「○」印があるものを適用する。 (2) 特記事項欄は、○印を付けたもの又は※印があるものを適用し、同じ項目の選択事項においては○印を優先する。ただし、○印と※印のある場合は共に適用する。 (3) 選択された特記事項欄に付随する備考欄は、全て適用する。 (4) 項目欄に○印があり、特記事項欄に記入のない場合、その項目は標準仕様書又は改修標準仕様書の本文通り適用する。 (5) 特記事項欄のA、Bなどの符号は、標準仕様書又は改修標準仕様書の符号とする。 (6) 本特記仕様書のリンク先の記載内容は、上記「設計図書の適用」において設計図書とされたもの以外は参考資料として取り扱う。ただし、標準仕様書及び改修標準仕様書等において「JIS A〇〇〇〇による」等と記載されている場合、その内容が設計図書となるので注意すること。 (7) 本特記仕様書の「JIS A〇〇〇〇」のリンク先は利便性を優先し、民間が運営する「日本産業規格の簡易閲覧用ウェブサイト」としている。そのため、工事の施工にあたっては、「日本産業標準調査会ウェブサイト」で最新の情報を確認すること。
○参考図書	○施工にあたり、下記の図書を参考にして、適正な自主管理に努める。 (1) 「建築工事監理指針（上巻・下巻）令和7年版」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） (2) 「建築改修工事監理指針（上巻・下巻）令和7年版」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） (3) 「 公共建築工事標準仕様書に基づく建築工事の施工管理（施工計画書作成要領）令和5年版 」 (4) 「 請負人用建築工事チェックリスト 」（神戸市建築技術管理委員会編集） (5) 「 建築基準法に基づくシックハウス対策について 」（編集：国土交通省住宅局建築指導課他） (6) 国土交通大臣官房官庁営繕部制定「 建築物解体工事共通仕様書解説（令和5年版） 」 (7) 「 建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事編 」 (8) 「 建設副産物適正処理推進要綱 」 (9) 「 建築工事安全施工技術指針 」 (10) 「 建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン 」
○数量公開	○公開数量は、 神戸市工事請負契約約款 第1条に定める設計図書ではなく、参考数量として取扱う。 (本特記仕様書において「神戸市工事請負契約約款」は、交通局発注工事の場合「神戸市交通局工事請負契約約款」、水道局発注工事の場合「神戸市水道局工事請負契約約款」と読み替えるものとする)
○入札時積算数量書活用方式	○本項目は設計書に入札時積算数量書活用方式の記載がある場合に適用する。 入札時積算数量書は神戸市工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、数量通りの施工を義務付けるものではないが、入札時積算数量書に疑義が生じた場合における協議は入札時積算数量書に基づき行い、請求等は下記による。 なお、下記の特記は「神戸市工事請負契約約款第18条の2」として扱うこととする。 (入札時積算数量書に疑義が生じた場合における確認の請求等) (1) 受注者は、入札時に発注者が示した入札時積算数量書（一式とされた細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。以下単に「入札時積算数量書」という。）に記載された積算数量に疑義が生じたときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求することができる。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事に着手した場合、確認を求めることができないものとする。 (2) (1)の請求は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する受注者が入札時に提出した工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

項目	特記事項
	<p>(3) 監督職員は、(1)の請求を受けたとき又は自ら入札時積算数量書に記載された積算数量に誤謬又は脱漏を発見したときは、直ちに確認を行わなければならない。</p> <p>(4) (3)の確認の結果、入札時積算数量書の訂正の必要があると認められるときは、発注者は、受注者と協議して、これを行わなければならない。</p> <p>(5) (4)の訂正が行われた場合において、発注者は、請負代金額の変更の必要があると認められるときは、第23条に定めるところにより、当該変更を行うものとする。この場合における同条第1項本文の規定による協議は、訂正された入札時積算数量書に記載された積算数量に基づき行うものとする。</p>
○設計変更資料の作成	○設計変更が生じた場合は、監督員の指示により資料(図面・数量積算資料等)を作成し、監督員に提出する。
○監理技術者等の専任を要しない期間の取扱いについて	○建設業法による主任技術者又は監理技術者(以下「監理技術者等」という。)の専任を要する工事において、工事請負契約の締結後、現場施工等に着手するまでの間、及び、工事完成検査に合格し、工期末までの間については、監督員と協議を行い打合わせ記録等の書面により明確になっている場合は、監理技術者等の専任を要しない。
○公共事業労務費調査に対する協力	○本工事が、本市が実施する 公共事業労務費調査 の対象工事となった場合は、調査票等の提出のほか本市が行う調査・指導に協力する。
・現場代理人の兼務について	<p>本工事が、現場代理人の兼務に関する手続要領第2条に定める工事に該当する場合</p> <p>※兼務可 ・不可</p> <p>不可の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事が、2箇所以上の工事場所を含んでいるため ・本工場の施工に関し、制約条件が付加されているために、安全管理、工程管理等の工事現場運営、取締りに関して、現場代理人の業務が煩雑であるため ・安全管理、工程管理等について施設管理者や別途工事関係者と頻りに調整を要するため <p>(注：下記の該当する内容に○印を記入する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設を運営しながら工事を施工する居ながら工事 ・別途工事と工事範囲が一部重複、錯雑する出会い工事 ・上記に当てはまらない個別の特殊事情がある場合 <p>(注：下記()に個別の事由を記入する)</p> <p>()</p>
・主任技術者及び監理技術者の配置について	<p>本工事に配置する主任技術者及び監理技術者が、建設業法第26条第3項ただし書の要件に該当する場合</p> <p>※専任特例1号及び専任特例2号の適用可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専任特例1号のみ適用可 ・専任特例2号のみ適用可 ・不可(理由：) <p>(a) 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書第一号の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者(以下「監理技術者等」という。)の配置を行う場合(以下「専任特例1号」という。)は以下の(1)～(8)の要件を、また、第二号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合(以下「専任特例2号」という。)は以下の(9)～(16)の要件を全て満たさなければならない。なお、「専任特例1号」と「専任特例2号」の併用はできない。</p> <p>「専任特例1号」</p> <p>(1) 各工事の請負金額が1億円未満(建築一式工事の場合は2億円未満)であること。</p> <p>(2) 工事現場間の距離が、同一監理技術者等がその1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間が概ね片道2時間以内であること。</p> <p>(3) 下請け次数は当該建設業者が注文者となった下請け契約から数えて3次以内であること。</p> <p>(4) 当該建設工事に置かれる監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者(当該工事が建築一式工事の場合は、当該工事と同業種の建設工事に関し実務経験を1年以上有する者に限る。)を当該工事現場に配置すること。</p> <p>(5) 当該工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じていること。</p> <p>(6) 人員の配置の計画書を作成し現場に備え置き(電磁的記録媒体による措置も可)、帳簿の保存期間と同じ期間当該工事の帳簿を保管する営業所で保存すること。</p> <p>(7) 当該工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。</p> <p>(8) 兼務する工事の数が2を超えないこと。</p> <p>「専任特例2号」</p> <p>(9) 建設業法第26条第3項ただし書第二号による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。</p> <p>(10) 監理技術者補佐は、請負った建設工事の種類にかかる一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。</p> <p>(11) 監理技術者補佐は請負人と入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。</p> <p>(12) 同一の専任特例2号の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。</p> <p>(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事</p>

項目	特記事項												
	<p>であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一の工事とみなす。)</p> <p>(13) 専任特例2号の監理技術者が兼務できる工事は神戸市域内の工事となければならない。</p> <p>(14) 専任特例2号の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。</p> <p>(15) 専任特例2号の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。</p> <p>(16) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。</p> <p>(b) 「専任特例1号」又は「専任特例2号」の技術者を配置する場合、(a)(1)～(16)の事項について確認できる書類を以下の例を参考に提出すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(a)の事項</th> <th>提出書類の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(8)</td> <td>人員の配置を示す計画書 (参考様式)神戸市：工事書類一括入力システム(kobe.lg.jp)</td> </tr> <tr> <td>(9)、(10)</td> <td>監理技術者補佐の資格を有する書類(一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など。)</td> </tr> <tr> <td>(11)</td> <td>監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類</td> </tr> <tr> <td>(12)、(13)</td> <td>専任特例2号の監理技術者が兼務する工事のコリンズの写し等</td> </tr> <tr> <td>(14)～(16)</td> <td>業務分担、連絡体制等を記載した書類(施工計画書など。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(c) 本工事において、「専任特例2号」の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合及び配置を要さなくなった場合は適切にコリンズへの登録を行うこと。</p>	(a)の事項	提出書類の例	(1)～(8)	人員の配置を示す計画書 (参考様式)神戸市：工事書類一括入力システム(kobe.lg.jp)	(9)、(10)	監理技術者補佐の資格を有する書類(一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など。)	(11)	監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類	(12)、(13)	専任特例2号の監理技術者が兼務する工事のコリンズの写し等	(14)～(16)	業務分担、連絡体制等を記載した書類(施工計画書など。)
(a)の事項	提出書類の例												
(1)～(8)	人員の配置を示す計画書 (参考様式)神戸市：工事書類一括入力システム(kobe.lg.jp)												
(9)、(10)	監理技術者補佐の資格を有する書類(一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など。)												
(11)	監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類												
(12)、(13)	専任特例2号の監理技術者が兼務する工事のコリンズの写し等												
(14)～(16)	業務分担、連絡体制等を記載した書類(施工計画書など。)												
・週休2日制工事	<p>※本工事は週休2日制工事として次により指定する。</p> <p>※発注者指定方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・完全週休2日制(週単位の週休2日制、土日閉所を原則とする。) ※月単位の週休2日制(土日閉所を原則とする。) ・通期の週休2日制 ・週休2日適用無し <p>・受注者希望方式</p> <p>完全、月単位または通期の週休2日制</p> <p>○神戸市ホームページ『神戸市週休2日制工事実施要領』を参照すること。</p> <p>○公共工事における週休2日の実現の更なる推進のため、「毎月第2・第4土曜日」は現場閉所に努めるものとし、毎月第2・第4土曜日の閉所予定及び実績を「週間工事工程表」等に記載し、市監督員に提出し報告すること。なお、建設現場一斉閉所日に閉所できなかった場合であっても、この事だけの事由によるペナルティはない。</p> <p>また、毎月第2・第4土曜日を閉所する現場においては、「建設現場一斉閉所」のポスターを工事現場の公衆の見やすいところに掲示する。ポスターは以下、近畿地方整備局ホームページに掲載。サイズはA3ラミネート加工程度とする。</p> <p>○建設業界における「目指せ！建設現場 土日一斉閉所」運動の取組みに協力するため、週休2日(毎週土日閉所)に取り組む現場においては、「目指せ！建設現場 土日一斉閉所」運動ポスターを工事現場の公衆の見やすいところに掲示する。ポスターは以下、日本建設業連合会ホームページに掲載。サイズはA3ラミネート加工程度とする。</p>												
・余裕期間制度	<p>※本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間制度を設定した以下の方式による工事である。</p> <p>・発注者指定方式 ・任意着手方式 ・フレックス方式</p> <p>余裕期間内(フレックス方式の場合は、工期の始期日の前日までの余裕期間内)は、現場代理人及び監理技術者等を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、測量、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。</p> <p>※契約締結後において、工事の始期日の変更の必要が生じた場合には、監督員と協議のうえ、変更契約(工期の変更)を締結することにより、工期の始期日を変更することができる。</p> <p>※フレックス方式の場合、契約締結後において、工事内容の変更がある等、特段の事情がない場合は、受注者が契約時に設定した工期の終期日の変更は行わない。</p> <p>※受注者は、工期の始期日の前日までに、工事に従事する技術者を決定し、「現場代理人及び主任技術者又は監理技術者(補佐)設置通知書」により、発注者に通知しなければならない。</p>												

項目	特記事項
◎損害保険等	損害保険等は、下記の内容以上の条件により付するものとする。 保険種目 ※建築工事（基礎工事を含む）及び付帯設備工事を対象とする「建設工事保険（又は組立保険）」 ※第三者賠償責任損害を担保する「請負業者賠償責任保険」 保険契約者 ※元請負人 被保険者 ※発注者、元請負人、関係下請負人（リース仮設材を使用する場合はリース業者を含む。） 保険期間 ※工事着手時から工事目的物引き渡しまでの期間とする。 保険金額又は填補限度額 ※建設工事保険（又は組立保険）は請負金額全額（解体撤去工事を除く） ※請負業者賠償責任保険の対人賠償保険金額は1名1億円以上かつ1事故（※5億円以上 ・ 円以上） 対物賠償保険金額は1事故（※1億円以上 ・ 円以上） 付保すべき保険の内容には以下の特約条項を付帯する。 ・建設工事保険（又は組立保険）は「水災危険担保特約条項」 ※請負業者賠償責任保険は「被保険者間交差責任担保特約条項(Both-way 又は Full-way)」及び「請負業者管理者特約条項（管理下財物に関する特約）」
提出書類等に関する事項	
◎必要書類の提出	◎神戸市工事請負契約約款に基づく提出書類の他、監督員の指示あるものについては、書類を作成し提出する。
◎施工体制台帳及び施工体系図	○下請契約を締結した場合は、「施工体制台帳等の作成にあたって（神戸市建築住宅局技術管理委員会編集）」を参照し、作業員名簿を含む施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、作成したものの写しを監督員に提出すること。（作業員名簿は 国土交通省ホームページで掲載されている作成例 を標準様式とする。）ただし、工事現場の施工体制を発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置（建設キャリアアップシステムその他適切なシステムを利用する方法により、発注者が同項に規定する施工体制台帳の記載事項を確認することができるようにする措置）を講じている場合は、施工中において写し（システムで確認できる書類(注)のみ）の提出を不要とできる。完成時は帳票出力可能な書類(注)のみ電子データ（PDF）での提出を認める。また、同条による 施工体系図 を作成し、公衆及び工事関係者の見やすい場所に掲示すること。 (注)施工体制台帳、施工体系図、下請負業者編成表、再下請負通知書、作業員名簿、社会保険加入状況をいう ○施工体制台帳に記載すべき内容 警備業については建設業ではないが、現場管理上重要であることから、下請契約を行う場合は原則対象とするものとする。ただし、建設業及び警備業以外の業種（運送業など）は施工体制台帳の作成は不要
◎建設業退職金共済制度等	○ 建設業退職金共済制度 の対象労働者を 建設業退職金共済制度加入労働者数報告書 により把握後、制度に加入（自社独自の共済制度があり、建退共対象の作業員を雇用しない場合は除く。）し、その掛金収納書（発注者用）等の写しを契約締結後1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、本市に提示しなければならない。工事期間中は受払簿又は掛金充当書を作成し、本市から請求があった場合は提示しなければならない。また、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、本市から請求があった場合は提示しなければならない。
◎グリーン調達	○「 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 （グリーン購入法）」に基づく 神戸市調達方針 の重点品目及び調達を推進する環境物品等については、その採用を積極的に推進するとともに、重点品目については、所定の様式により資料を作成し工事完成時に監督員に提出する。

1章 各章共通事項

項目	特記事項
1節 共通事項	
◎工事实績情報システム（コリンズ）の登録 （解仕 1.1.4）	○工事請負金額500万円以上の場合は、 工事实績情報システム（コリンズ） に基づき「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認並びに発注者情報の記入を受けた後に、（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）に登録申請を行い、登録完了後速やかに、「登録内容確認書」を監督員に提示する。 ○余裕期間制度活用工事の場合、登録する技術者の従事期間は、工期（工期の始期日から終期日）とする。 ○工期の変更、配置技術者の変更、請負金額の変更（変更により請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)または1億円(建築一式工事の場合は2億円)を超える場合)のいずれかがあったときは、変更登録を行うこと。（余裕期間制度活用工事の場合、現場代理人及び監理技術者（特例監理技術者又は監理技術者補佐を含む。）等の配置時（工事の始期日の前日まで）に、必要に応じて変更登録を行う。）
・工事情報共有システム （改仕 1.1.5）	○使用する工事情報共有システムは、監督員の承諾を得たうえで決定すること。 ○LGWAN環境で使用できるものを選定すること
◎工事の一時中止に係る事項 （解仕 1.1.9）	工事の一時中止に係る計画の作成 (a) 神戸市工事請負契約約款第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下基本計画という。）を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。なお、基本計画には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具費等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 (b) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。
◎ 建築基準法に規定する風圧力	地表面粗度区分： ・Ⅱ ・Ⅲ ※基準風速（Vo）は34m/秒とする。（ 建築基準法施行令第87条 ）
◎関係法令等の遵守 （工事現場の過積載防止対策） （解仕 1.1.13）	○下記の「過積載防止対策要領」に従い、土砂等を運搬する自動車に関する過積載防止対策を行う。 過積載防止対策要領 第1条 目的 この要領は、本市が発注する公共工事の施工にあたり、土砂等を運搬する自動車（以下「ダンプカー等」という）の過積載防止のために本市並びに請負人が実施しなければならない対策について定める。 第2条 用語の定義 (1)過積載とは、道路運送車両法で定められた自動車の最大積載量を超えて貨物等を積載し、運行する違法行為をいうもので、土砂等の積載量が自動車検査証（以下「車検証」という）に記載されている最大積載量を超えている場合とする。 (2)土砂等とは、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（以下「ダンプ規制法」という）第2条及びダンプ規制法施行令第1条で規定されている、次に示すものとする。 ①土、砂利（砂及び玉石を含む）、碎石及びアスファルト・コンクリート等 ②アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊等 第3条 適用範囲 この要領は、本市が発注する全ての公共工事のうち、ダンプカー等を使用して土砂等を運搬する工事に適用する。この場合には、特記仕様書に過積載に関する事項を記載するものとする。 第4条 施工計画書 請負人は、施工計画書の作成に当たって、過積載防止計画として資料-①を参考に次の事項を記載する。 ①搬出期間、搬出量、運搬先、運搬方法、運搬経路、仮置きの有無及び仮置き場所、掘削運搬に係る下請負人名、組織図その他必要な事項 ②積載量の管理・点検方法、工事関係者への過積載防止への周知・啓発活動その他必要な事項 第5条 土砂等積込み状況の管理 請負人は土砂等をダンプカー等に積込み込む場合には、ならした状態で荷台枠の高さを超えて積み込んで서는ならない。ただし、土質条件（比重、含水比）により単位体積重量等の大きな変化が予想され、これによりがたい場合には積載量の管理方法について新たに検討しなければならない。 2 請負人は、土砂等が荷台枠を超えて積載されている場合には、直ちに荷台枠高さ以下となるよう減量しなければならない。 第6条 仮置き場の取り扱い 請負人は、工事場所から土砂等を請負人のストックヤード等へ一時仮置きし、後日建設発生土再利用機関（以下「計量票発行機関」という）等へ運搬する場合には、仮置き場においても、工事場所と同様に過積載防止に努めなければならない。 第7条 計量票発行機関等へ搬出する場合の取り組み 請負人は、積載量が記載された伝票（以下「計量票」という）を発行する計量票発行機関等へ搬出する場合には、計量票のデータを積載量の管理方法等にフィードバックさせ、過積載防止対策の継続的改善に努めなければならない。 2 請負人は、車検証のコピー（個人情報該当部分は消すこと）を土砂等の搬出前に監督員に提出しなければならない。 3 計量票及び車検証に記載されている最大積載量のデータにより、全てのダンプカー等を対象に「搬出車両記録表（様式1）」を作成し、「搬出車両記録表」及び「計量票」を毎月1回提出しなければならない。また、監督員から請求があった場合にも同様に提出しなければならない。なお、「計量票」は監督員の確認後返却を求められるものとする。 第8条 計量票発行機関等以外の施設へ搬出する場合の取り組み 計量票発行機関以外の施設へ土砂等を搬出する工事については、請負人自らの責任において積載量を厳重に管理し、過

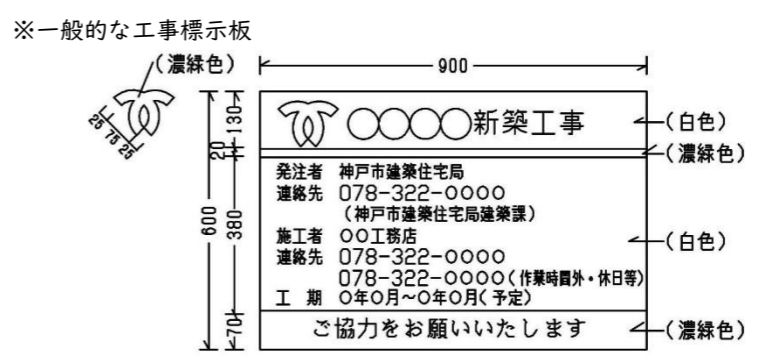
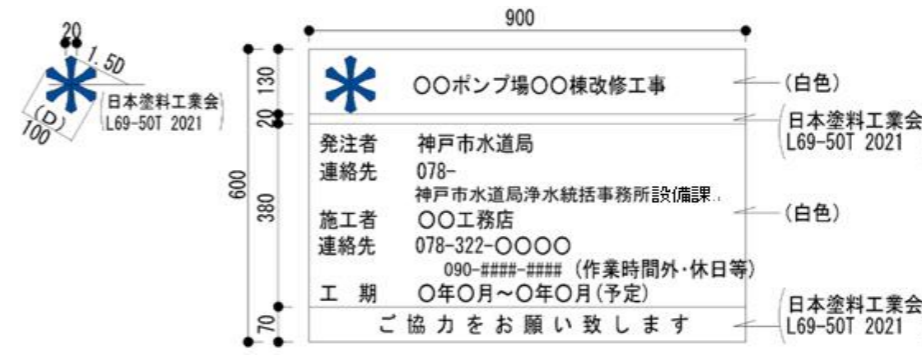

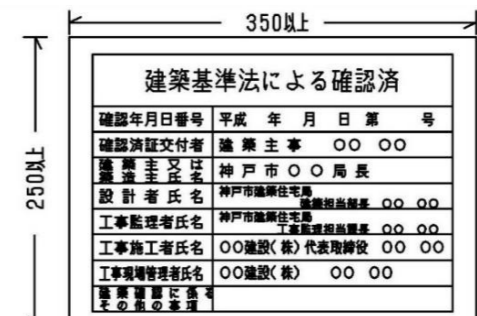
項目	特記事項								
	<p>積載防止の一層の徹底を図らなければならない。</p> <p>第9条 改善措置等 監督員は、工事現場及び搬出車両記録表等で過積載を確認した場合、請負人に対し改善指導を行うものとする。また、指導を行ったにもかかわらず過積載が確認される場合は、請負人へ書面にて改善を指導する。請負人は、監督員より「改善報告書（様式2）」の提出を求められた場合、直ちに改善を行い改善報告書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>第10条 工事成績評定への反映 過積載は法令及び仕様書等の遵守事項に反する行為であることから、工事成績評定において適正に反映させる。</p>								
・遠隔臨場の実施 (改仕 1.1.14)	<p>○遠隔臨場に関し適用する工種や機器の性能等は「官庁営繕事業の建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（令和4年6月）」に基づき受発注者間の協議の上で実施する。</p> <p>遠隔臨場の適用： ・実施する 実施内容： ・監督員の立会い等 ・定例会議等 機器等の手配： ・受注者 ・発注者（※SynQ Remote ・ ） ・未定 ※上記で「未定」とした場合、機器等の手配に要する費用は設計変更で対応する</p>								
○市内産品の利用促進について	○本工事の施工に必要な各種の建設資材や物品等の調達においては、市内業者が生産、加工、製造または販売している材・製品の優先使用に配慮すること。								
2 節 工事関係図書									
○施工計画書 (解仕 1.2.2)	<p>※仮設計画、とりこわし工法、とりこわし順序、養生方法、とりこわし材の処分方法及び処分先、作業予定等をまとめて、監督員に提出し承諾を受けること。また、工事着手前に、在来地盤面高を側溝、擁壁の天端等の堅固な場所に明記すること。</p> <p>※建築物の解体工事の施工計画書の作成にあたっては、建設副産物リサイクル広報推進会議が発刊した「建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い」などを参考に有害物質等の事前調査をすること。また、事故防止（特に外壁等の崩落による公衆災害の防止）を図るため関係する法令、指針等を遵守するほか、特に以下に留意すること。</p> <p>『建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン（平成15年7月3日付け国土交通省住宅局長通達）』</p> <p>○ガイドラインの抜粋</p> <p>1 施工計画等の作成に当たっては、解体対象物の構造、立地条件等を事前に充分調査、把握し、事故防止に十分配慮した解体工法・解体手順等を決定すること</p> <p>2 請負者は、設計図書等を充分把握するとともに、実況が設計図書と異なることを想定し、各 構造部分の十分な目視確認するとともに、特殊構造の建築物の解体にあつては、必要に応じて構造の専門家と十分協議し、安全性を考慮した工法を選択すること</p> <p>3 請負者は、解体工事途中段階で想定外の構造、鉄骨の腐食、設備等が判明した場合は、工事を一旦中止し、監督員に報告した上で、施工計画の修正を検討すること。</p> <p>4 請負者は、公衆災害を防止する観点から、特に①建築物の外周部が張り出している構造の建築物、②カーテンウォール等、外壁が構造的に自立していない工法の建築物の解体工事の施工にあつては、工事の各段階において構造的な安定性を保つよう、工法の選択等を適切に行うこと。</p> <p>5 請負者は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、プレキャストコンクリート造等の異種構造の接合部、増改築部分と従前部分の接合部等の解体については、特に接合部の強度等に十分配慮した施工計画を作成、工事の実施を行うこと。</p>								
○工事の記録等 (工事写真) (解仕 1.2.3)	<p>※ 撮影対象等は「営繕工事写真撮影要領」撤去・解体工事編による他、次の箇所とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>撮影箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着工前</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ※ 敷地全景 ※ 解体建築物全景 棟毎 ・ 解体外構工作物、設備等毎 </td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ※ 仮設物（仮囲、仮設WC、仮設事務所、工事看板等） 分別解体の経過状況（作業順） ※ 基礎解体後の最深部 ・ 埋め戻し状況 ・ 伐採、伐根状況 ・ 屋外埋設物撤去状況 ・ 供給設備関係の処理状況 ・ 公害対策状況 ・ 解体機械、発生材運搬車両 ※ 発生材処分先及び搬入写真 ※ 振動、騒音測定状況写真 ※ その他監督員が必要と認め、指示した箇所 ・ </td> </tr> <tr> <td>完成時</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table> <p>この写真はデジタル写真も可とし、その仕様等は監督員の指示による。</p>	分類	撮影箇所	着工前	<ul style="list-style-type: none"> ※ 敷地全景 ※ 解体建築物全景 棟毎 ・ 解体外構工作物、設備等毎 	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ※ 仮設物（仮囲、仮設WC、仮設事務所、工事看板等） 分別解体の経過状況（作業順） ※ 基礎解体後の最深部 ・ 埋め戻し状況 ・ 伐採、伐根状況 ・ 屋外埋設物撤去状況 ・ 供給設備関係の処理状況 ・ 公害対策状況 ・ 解体機械、発生材運搬車両 ※ 発生材処分先及び搬入写真 ※ 振動、騒音測定状況写真 ※ その他監督員が必要と認め、指示した箇所 ・ 	完成時	・
分類	撮影箇所								
着工前	<ul style="list-style-type: none"> ※ 敷地全景 ※ 解体建築物全景 棟毎 ・ 解体外構工作物、設備等毎 								
工事中	<ul style="list-style-type: none"> ※ 仮設物（仮囲、仮設WC、仮設事務所、工事看板等） 分別解体の経過状況（作業順） ※ 基礎解体後の最深部 ・ 埋め戻し状況 ・ 伐採、伐根状況 ・ 屋外埋設物撤去状況 ・ 供給設備関係の処理状況 ・ 公害対策状況 ・ 解体機械、発生材運搬車両 ※ 発生材処分先及び搬入写真 ※ 振動、騒音測定状況写真 ※ その他監督員が必要と認め、指示した箇所 ・ 								
完成時	・								

項目	特記事項																														
	<p>・ タイムラプス動画（微速度撮影） 工事写真を補完するものとして、定点設置されたカメラによる微速度撮影を行う。 上表の撮影箇所が確認できるようにカメラを設置する事。また、撮影に関しては「工事記録映像活用試行要領・同解説（平成30年 工事記録映像活用研究会）」を参考に実施する。</p> <p>※ 撮影対象工種 ※ 地中梁・杭等の地中構造物の撤去開始時から整地完了時まで ・ 工期全体 ・ 指定する工種（ ）</p> <p>※(a)工事写真は、「神戸市建築工事完成図書電子納品要領」及び下表を標準とし、施工写真及び完成写真を作成する。</p> <p>撮影方法等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>撮影工程</th> <th>撮影箇所</th> <th>印画の大きさ</th> <th>焼付け</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全工区工事着手前</td> <td>現況</td> <td rowspan="2">サービスサイズ以上</td> <td rowspan="6">カラー</td> </tr> <tr> <td>解体建物のある場合は4方向より</td> </tr> <tr> <td>敷地周辺</td> <td>現況</td> <td rowspan="2">サービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td>施工の状況 部分詳細</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">竣工の際</td> <td>外観</td> <td>キャビネ判以上</td> </tr> <tr> <td>屋内</td> <td>サービスサイズ以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※(b)写真撮影枚数及び撮影箇所等詳細については、監督員の指示による。 ※(c)アルバムを作成する場合は、下表を標準とする。</p> <p>アルバム</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>撮影工程</th> <th>印画の大きさ</th> <th>焼付け</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全工区工事着手前</td> <td>サービスサイズ以上</td> <td rowspan="4">カラー</td> </tr> <tr> <td>敷地周辺</td> <td rowspan="2">サービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>工事中</td> </tr> <tr> <td>竣工の際</td> <td>キャビネ判以上 サービスサイズ以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>[電子媒体（デジタル写真）の場合も、写真はカット毎に光沢紙又は、印画紙にて、上記表により作成すること。]</p> <p>※(d)工事中の写真は、杭打ち、基礎掘削完了、鉄筋組立、鉄骨等構造上主要な部分、完成後外部から見えない主要な部分、各工事の施工段階毎及び監督員が必要と認めた部分等を撮影し、写真帳をすみやかに提出する。</p> <p>※(e)電子媒体（デジタル写真）の場合、画像の信ぴょう性を考慮し、画像編集は認めない。</p>	撮影工程	撮影箇所	印画の大きさ	焼付け	全工区工事着手前	現況	サービスサイズ以上	カラー	解体建物のある場合は4方向より	敷地周辺	現況	サービスサイズ	工事中	施工の状況 部分詳細	竣工の際	外観	キャビネ判以上	屋内	サービスサイズ以上	撮影工程	印画の大きさ	焼付け	全工区工事着手前	サービスサイズ以上	カラー	敷地周辺	サービスサイズ	工事中	竣工の際	キャビネ判以上 サービスサイズ以上
撮影工程	撮影箇所	印画の大きさ	焼付け																												
全工区工事着手前	現況	サービスサイズ以上	カラー																												
	解体建物のある場合は4方向より																														
敷地周辺	現況	サービスサイズ																													
工事中	施工の状況 部分詳細																														
竣工の際	外観	キャビネ判以上																													
	屋内	サービスサイズ以上																													
撮影工程	印画の大きさ	焼付け																													
全工区工事着手前	サービスサイズ以上	カラー																													
敷地周辺	サービスサイズ																														
工事中																															
竣工の際	キャビネ判以上 サービスサイズ以上																														
○工事の記録等 (工事写真の小黑板情報電子化) (改仕 1.2.4)	<p>「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」（平成29年3月1日付け国営整第211号）に基づき、下記の通り実施する。</p> <p>(a) デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、受注者が監督職員へ小黑板情報電子化の実施を申し出、監督職員からの承諾を得たうえで実施するものとする。 ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。</p> <p>(b) デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下「使用機器」とする。）は、受注者にて調達する。</p> <p>(c) 調達する使用機器については、営繕工事写真撮影要領3. (3) 撮影方法に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。 なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」に記載している技術を使用していること。また、請負人は監督員に対し、工事着手前に当該工事での使用機器について提示するものとする。 (参照) 営繕工事写真撮影要領 (参照) 使用機器の事例「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」 ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。</p> <p>(d) (c) に示す小黑板情報の電子的記入については、写真編集には該当しない。</p> <p>(e) 小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下「小黑板情報電子化写真」とする。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。 また、納品時に、受注者は URL (https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。 なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。</p>																														

項目	特記事項															
3節 工事現場管理																
○緊急時の連絡体制	○着工時に緊急時の連絡体制を作成し、監督員に提出する。															
○現場代理人等の腕章の着用について	○現場作業員及び住民から見た責任者の明確化を図るため、現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者に、腕章の着用を義務付けるものとする。なお、腕章の仕様については監督員と協議するものとし、着用箇所は、腕の見易い所を原則とする。なお、腕章の他にも名札を着用することが望ましい。															
・関連工事等の調整	※設備工事等の関連工事による、下記のものについて建築構造体の補強、天井下地の切込み補強及びボード類の切込み等は本工事に含む。大きさ及び位置については、関連工事の設備工事の監督員の指示を受ける。 <ul style="list-style-type: none"> ・埋込及び露出照明ボックス、その他天井取付用機器ボックス等 (箇所) ・天井吹出口及び吸込口 (箇所) ・スリーブ管入れ及び構造体の補強 (箇所) ・ダクト貫通部分の構造体補強 (箇所) ・消火栓ボックス、便器設置のための箱入れ及び構造体の補強 (箇所) ※箇所数が10%以内の増減については設計変更の対象としない。															
・電気保安技術者 (解仕 1.3.3)	・設置する															
○施工条件 (解仕 1.3.5)	※行政機関の休日に関する法律に定める休日に作業は行わない。ただし、監督員が指示又は監督員の承諾を受けた作業は行うことができる。 ・ 作業時間 (準備・片付けを含む) 原則として (:) から (:) までとする。 その他条件 ・ ※工事の都合により、やむを得ず休日作業又は夜間作業を行う場合は、事前に監督員の承諾を得る。															
○工食用電力・水道等	○工食用電力・水道・ガスなどを必要とする場合は、請負人がその手続きを行い敷設するものとし、原則としてこれに要する費用は、引渡し日まで請負人の負担とする。 ○本受電後の電力基本料金は、別途電気設備工事 (合併工事の場合は、電気設備工事費) に含む。															
○施工中の安全確保 (解仕 1.3.6)	○「 建設工事公衆災害防止対策要綱 」(建築工事編)(国土交通省告示第496号 令和元年9月2日)及び「 建築工事安全施工技術指針 」(国整第216号 平成27年1月20日)を踏まえ、常に工事の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努めること。 ○安全衛生管理体制の確立及び具体的な実施内容を定めるなどし、工事現場における安全対策に努める。 ○工事期間中に、神戸市工事安全管理委員会による安全巡視、及び、その他臨時に安全巡視が実施される場合は、当該安全巡視に応じなければならない。また、安全巡視において、危険箇所及び作業等の改善すべき事項が指摘された場合は、速やかに改善を図るものとする。															
・統括安全衛生管理義務者の指名	※本工事の請負人を 労働安全衛生法第30条第2項 の規定により指名される統括安全衛生管理義務者とする。															
○交通安全管理 (解仕 1.3.7)	※資材運搬等 ○工用の進入路及び周辺の道路は、道路管理者、警察署及び監督員の指示に従い、常に良好な維持管理及び復旧を行う。また、現場内の仮設道路についても監督員の指示に従い、良好な維持管理及び復旧を行う。 ※特殊車両の運行 ○ 車両制限令第3条 における一般的制限値を超える車両を使用する場合は、 道路法第47条の2 に基づく通行許可証の写し等を監督員に提出する。															
○交通誘導員の配置	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>職種</th> <th>人数</th> <th>期間</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td>交通誘導員 B</td> <td></td> <td>※完成引渡し迄の施工時間帯とする。</td> <td>警備業者の警備員で、交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するもの</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>交通誘導員 A</td> <td></td> <td>※完成引渡し迄の施工時間帯とする。</td> <td>警備業者の警備員 (警備業法第2条第4項に規定する警備員) で、交通誘導警備業務 (警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務) に従事する交通誘導警備業務に係る <u>1級検定または2級検定合格警備員</u></td> </tr> </tbody> </table> ※警備業法に定める交通誘導員とする。 ※交通誘導員 A の配置が必要な指定路線は 兵庫県公安委員会 告示第202号の2(R7.10.3) を参照のこと。規則の適用を受ける具体人数は所轄警察署と協議を行い、協議結果を監督員に報告すること。		職種	人数	期間	定義	・	交通誘導員 B		※完成引渡し迄の施工時間帯とする。	警備業者の警備員で、交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するもの	・	交通誘導員 A		※完成引渡し迄の施工時間帯とする。	警備業者の警備員 (警備業法第2条第4項に規定する警備員) で、交通誘導警備業務 (警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務) に従事する交通誘導警備業務に係る <u>1級検定または2級検定合格警備員</u>
	職種	人数	期間	定義												
・	交通誘導員 B		※完成引渡し迄の施工時間帯とする。	警備業者の警備員で、交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するもの												
・	交通誘導員 A		※完成引渡し迄の施工時間帯とする。	警備業者の警備員 (警備業法第2条第4項に規定する警備員) で、交通誘導警備業務 (警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務) に従事する交通誘導警備業務に係る <u>1級検定または2級検定合格警備員</u>												
○工用の進入路	・図示															

項目	特記事項														
○施工中の環境保全等 (解仕 1.3.9)	○作業に伴う騒音及び振動の防止には留意し、騒音規制法、振動規制法及び環境の保全と創造に関する条例その他関係法令に従い作業を行うとともに、必要な届出を行う。 ○建設機械は国土交通省指定の 排ガス対策型建設機械 を使用する。又、指定地域 (上記の法令に基づき市長が指定する) では、国土交通省指定の 低騒音型・低振動型建設機械 を使用する。 ○工事車両は、駐車時にアイドリングストップを行うこと。														
○発生材の処理 (解仕 1.3.10)	(7)発注者に引き渡しを要するもの ・金属類 ・PCB含有物 ・ 特別管理産業廃棄物 ・有 () ・無 処理方法 () (1)再利用を図るもの () 搬入先 () (1)再資源化を図るもの ※コンクリート殻 ※アスファルト殻 ・図示 ・ ○現場事務所等から排出する事業系一般廃棄物 (紙類、弁当がら、空き缶、什器、備品等) は、混合廃棄物で排出してはならない。 ○建設工事に伴う建設副産物は、できる限り多品目の分別を行うこと。また、各集積所では分別品目の表示を明確に行うこと。 ○解体材、工事発生残材等は、工事敷地内で焼却処分、埋立て処分をしてはならない。 ○請負人は、建設副産物の発生の抑制、適正処理、再利用の促進等を図るため、下記のとおり法令で定める対象建設工事について、「再生資源利用 [促進] 計画書」を工事に着手する概ね10日前までに、又、建設リサイクル法第18条に基づき「再生資源利用 [促進] 実施書」を工事完了後速やかに、「コブリス・プラス (建設副産物等の情報登録システム)」にて作成・提出し、ダウンロードした PDF データを監督員に提出すること。														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>根拠法</th> <th>対象工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資源有効利用促進法</td> <td>○次の指定副産物を搬出する工事 (いずれかに該当する場合) 土砂 500m³以上、コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材の合計 200+ 以上 ○次の建設資材を搬入する工事 (いずれかに該当する場合) 土砂 500m³以上、砕石 500+ 以上、加熱アスファルト混合物 200+ 以上 ○計画作成に当たって行う確認事項等 請負人は合計 500m³以上の建設発生土を搬出しようとする場合、計画作成前に、発注者等から土壌汚染対策法等の手続確認や搬出先の確認等を行い、確認結果票に記録して計画の添付資料として、監督員に提出しなければならない。また、工事現場の公衆の見やすい場所へ計画書および確認結果票を掲示 (デジタルサイネージによる掲示も可) するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めること。 ※確認結果票及び確認フロー (市 HP) ※確認結果票作成にあたっての解説・参考様式 (国土交通省 HP) 「建設発生土の搬出先計画制度」</td> </tr> <tr> <td>建設リサイクル法</td> <td>特定建設資材 (※) を使用または廃棄物として排出する次のいずれかに該当する工事 ※コンクリート、アスファルト・コンクリート、建設木材、コンクリート及び鉄から成る建設資材 (コンクリート二次製品等) <table border="1"> <tbody> <tr> <td>A.建築物の解体</td> <td>工事部分の床面積の合計 80 m²以上</td> </tr> <tr> <td>B.建築物の新築・増築</td> <td>工事部分の床面積の合計 500 m²以上</td> </tr> <tr> <td>C.建築物の修繕・模様替え等 (リフォーム等) 建築設備の単独発注 (新設・更新・維持修繕・撤去等)</td> <td>請負代金の額 1 億円 (税込) 以上</td> </tr> <tr> <td>D.建築物以外の工作物の新築・維持修繕・解体等 (外構、土木工事、舗装、擁壁、排水、インフラ等)</td> <td>請負代金の額 500 万 (税込) 以上</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	根拠法	対象工事	資源有効利用促進法	○次の指定副産物を搬出する工事 (いずれかに該当する場合) 土砂 500m ³ 以上、コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材の合計 200+ 以上 ○次の建設資材を搬入する工事 (いずれかに該当する場合) 土砂 500m ³ 以上、砕石 500+ 以上、加熱アスファルト混合物 200+ 以上 ○計画作成に当たって行う確認事項等 請負人は合計 500m ³ 以上の建設発生土を搬出しようとする場合、計画作成前に、発注者等から土壌汚染対策法等の手続確認や搬出先の確認等を行い、確認結果票に記録して計画の添付資料として、監督員に提出しなければならない。また、工事現場の公衆の見やすい場所へ計画書および確認結果票を掲示 (デジタルサイネージによる掲示も可) するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めること。 ※ 確認結果票及び確認フロー (市 HP) ※ 確認結果票作成にあたっての解説・参考様式 (国土交通省 HP) 「建設発生土の搬出先計画制度」	建設リサイクル法	特定建設資材 (※) を使用または廃棄物として排出する次のいずれかに該当する工事 ※コンクリート、アスファルト・コンクリート、建設木材、コンクリート及び鉄から成る建設資材 (コンクリート二次製品等) <table border="1"> <tbody> <tr> <td>A.建築物の解体</td> <td>工事部分の床面積の合計 80 m²以上</td> </tr> <tr> <td>B.建築物の新築・増築</td> <td>工事部分の床面積の合計 500 m²以上</td> </tr> <tr> <td>C.建築物の修繕・模様替え等 (リフォーム等) 建築設備の単独発注 (新設・更新・維持修繕・撤去等)</td> <td>請負代金の額 1 億円 (税込) 以上</td> </tr> <tr> <td>D.建築物以外の工作物の新築・維持修繕・解体等 (外構、土木工事、舗装、擁壁、排水、インフラ等)</td> <td>請負代金の額 500 万 (税込) 以上</td> </tr> </tbody> </table>	A.建築物の解体	工事部分の床面積の合計 80 m ² 以上	B.建築物の新築・増築	工事部分の床面積の合計 500 m ² 以上	C.建築物の修繕・模様替え等 (リフォーム等) 建築設備の単独発注 (新設・更新・維持修繕・撤去等)	請負代金の額 1 億円 (税込) 以上	D.建築物以外の工作物の新築・維持修繕・解体等 (外構、土木工事、舗装、擁壁、排水、インフラ等)	請負代金の額 500 万 (税込) 以上
根拠法	対象工事														
資源有効利用促進法	○次の指定副産物を搬出する工事 (いずれかに該当する場合) 土砂 500m ³ 以上、コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材の合計 200+ 以上 ○次の建設資材を搬入する工事 (いずれかに該当する場合) 土砂 500m ³ 以上、砕石 500+ 以上、加熱アスファルト混合物 200+ 以上 ○計画作成に当たって行う確認事項等 請負人は合計 500m ³ 以上の建設発生土を搬出しようとする場合、計画作成前に、発注者等から土壌汚染対策法等の手続確認や搬出先の確認等を行い、確認結果票に記録して計画の添付資料として、監督員に提出しなければならない。また、工事現場の公衆の見やすい場所へ計画書および確認結果票を掲示 (デジタルサイネージによる掲示も可) するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めること。 ※ 確認結果票及び確認フロー (市 HP) ※ 確認結果票作成にあたっての解説・参考様式 (国土交通省 HP) 「建設発生土の搬出先計画制度」														
建設リサイクル法	特定建設資材 (※) を使用または廃棄物として排出する次のいずれかに該当する工事 ※コンクリート、アスファルト・コンクリート、建設木材、コンクリート及び鉄から成る建設資材 (コンクリート二次製品等) <table border="1"> <tbody> <tr> <td>A.建築物の解体</td> <td>工事部分の床面積の合計 80 m²以上</td> </tr> <tr> <td>B.建築物の新築・増築</td> <td>工事部分の床面積の合計 500 m²以上</td> </tr> <tr> <td>C.建築物の修繕・模様替え等 (リフォーム等) 建築設備の単独発注 (新設・更新・維持修繕・撤去等)</td> <td>請負代金の額 1 億円 (税込) 以上</td> </tr> <tr> <td>D.建築物以外の工作物の新築・維持修繕・解体等 (外構、土木工事、舗装、擁壁、排水、インフラ等)</td> <td>請負代金の額 500 万 (税込) 以上</td> </tr> </tbody> </table>	A.建築物の解体	工事部分の床面積の合計 80 m ² 以上	B.建築物の新築・増築	工事部分の床面積の合計 500 m ² 以上	C.建築物の修繕・模様替え等 (リフォーム等) 建築設備の単独発注 (新設・更新・維持修繕・撤去等)	請負代金の額 1 億円 (税込) 以上	D.建築物以外の工作物の新築・維持修繕・解体等 (外構、土木工事、舗装、擁壁、排水、インフラ等)	請負代金の額 500 万 (税込) 以上						
A.建築物の解体	工事部分の床面積の合計 80 m ² 以上														
B.建築物の新築・増築	工事部分の床面積の合計 500 m ² 以上														
C.建築物の修繕・模様替え等 (リフォーム等) 建築設備の単独発注 (新設・更新・維持修繕・撤去等)	請負代金の額 1 億円 (税込) 以上														
D.建築物以外の工作物の新築・維持修繕・解体等 (外構、土木工事、舗装、擁壁、排水、インフラ等)	請負代金の額 500 万 (税込) 以上														
	・「 コブリス・プラス (建設副産物等の情報登録システム) 」 ○リサイクル阻害要因説明書の提出 (国土交通省「建設リサイクル推進計画」への協力) 特定建設資材廃棄物 (コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊)、建設汚泥、建設混合廃棄物、建設発生土について、再生資源利用実施書における再生資源利用促進率が100%未満の項目がある場合 (建設廃棄物を最終処分場に直接搬出、または単純焼却とした場合など) は、「リサイクル阻害要因説明書」を作成し工事完了後速やかに電子データおよびプリントアウトしたものを監督員に提出すること。 問い合わせ先 (環境局環境保全課) ○建設副産物実態調査 (センサス) 国土交通省が「建設副産物対策連絡協議会」を通じて行う建設副産物実態調査 (センサス) の調査年度にあた														

項目	特記事項
	<p>る場合、請負人は「建設リサイクル法」に基づき、省令の再生資源利用〔促進〕実施書を工事完了後速やかに、「コプリス・プラス（建設副産物等の情報登録システム）」にて作成・提出し、ダウンロードした PDF データを監督員に提出すること。（対象工事：最終請負金額が100万円以上の工事）</p> <p>○建設工事に伴う産業廃棄物は、分別解体等の上、搬入施設へ所定の手続きを行い搬入する。なお、費用はすべて請負人の負担とする。産業廃棄物は、廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認するとともに、電子マニフェストを使用した場合は受渡確認票又はダウンロードしたデータの写し、紙マニフェストを使用した場合はE票（工期内での取得が困難な場合はD票でも可とする）を監督員に提示する。なお、電子マニフェストを可能な限り使用すること。</p> <p>・廃棄物処理法に基づく電子マニフェスト</p> <p>○建設資材廃棄物の引渡完了報告（神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例第18条の11）建設リサイクル法対象工事のうち、建築物の解体工事及び建築物以外の工作物等の解体を含む工事の請負人は、すべての建設資材廃棄物について産業廃棄物処分業者への引き渡し完了してから（最後の廃棄物を引き渡してから）15日以内に（期限内に報告が難しい場合は、マニフェストが返送され次第、速やかに）、e-KOBE（神戸市スマート申請システム）にて「建設資材廃棄物の引渡完了報告」を行うとともに、監督員へ報告すること。</p> <p>必要添付書類「電子マニフェスト受渡確認票と一覧表」「搬出車両記録表」「再生資源利用（促進）実施書」詳細は下記ホームページ参照</p> <p>問い合わせ先（神戸市環境局環境保全課） 手続き方法（e-KOBE（神戸市スマート申請システム））</p> <p>○コンクリートがら、アスファルトがら及び廃路盤材等の搬出先施設は、※神戸市ホームページ掲載の施設とし、木材・混合廃棄物及び建設汚泥等の搬出先施設は、※神戸市ホームページ掲載の施設（参照）又は中間処理業（廃掃法）の許可を受けている業者の施設（発生木材については再資源化のための施設に限る。）とし、決定にあたっては監督員の承諾を得ること。</p> <p>○産業廃棄物等の収集運搬業者は、廃掃法により工事場所と処理施設所在地の許可を有する業者とする。</p> <p>○再生資源の積極的な活用による省資源化を図るため、特記された材料以外でも建設廃材再生材を使用することができるものとし、請負人においてもこれに努めるものとする。</p> <p>○更に、産業廃棄物広域認定制度（廃掃法）の利用その他により建設工事に伴う産業廃棄物の再資源化等に努めるものとする。</p> <p>○再生材料を使用する場合は、監督員と協議する。変更が生じた場合には設計変更の対象とする。</p>
4節 石綿含有建材の調査	
※事前調査（ 解仕 1.4.1 ）	※この節に関する内容は「 石綿処理特記仕様書 」による
5節 施工調査	
・施工数量調査（ 解仕 1.5.2 ）	(1)施工数量調査 調査範囲： 調査方法：
6節 施工	
○工事施工における工事特性、創意工夫、社会性等について	○工事施工において自ら立案した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。 ○評価する項目の具体例等については、 工事成績評定要領 を参考にすることとする。 ○提出に際して必要な所定の様式は監督員に申し出て交付を受けること。
○工事標示板等の設置	<p>※工事標示板（ ）枚</p> <ul style="list-style-type: none"> ・完成予想図板（ ）枚 〔完成予想図板の大きさはA0（841mm×1189mm）を標準とし、詳細は監督員の指示による。〕 ・危険表示板（ ）枚 ・鉄骨製作工場 ・アスベスト関連標示板（ ）枚 ・工事案内板（パウチ加工程度 A2 サイズ（ ）枚） ・建築確認済表示板（ ）枚 ・融資付工事表示板（ ）枚 <p>※工事表示板の仕様（共通事項）</p> <p>工事標示板等は図 1.8.1 を標準とし、仕上げは、耐水耐候性に配慮した短期間で劣化しないものとし、監督員指示により作成する。また、工事期間中、公衆が見やすい場所もしくは監督員の指定する場所に掲示することとする。</p> <p>なお、工事標示板には、「工事名」「工期」「発注者」「施工者」「連絡先」その他必要事項を記入することとし、詳細は監督員の指示による。</p>

項目	特記事項
	<p>※一般的な工事標示板</p>  <p>図 1.8.1 工事標示板（文字は黒色角ゴシック体、最下段の文字は白色角ゴシック体）</p> <p>注） 工事名：契約工事名に限らず、監督員の指示によりわかりやすい工事名を記載することとする 工期：契約工期ではなく、実際の現場の施工期間とする 施工者：関連工事がある場合は、主たる施工者が並列して表記し、設置する 連絡先（施工者）：作業時間外・休日等の連絡先が、作業時間中と同じ場合は1行にまとめ、「（作業時間外・休日等を含む）」と記載する。</p>
	<p>・水道局発注工事の場合の工事表示板</p> 
	<p>・交通局発注工事の場合の工事表示板</p> 
	<p>・建築確認済表示板の様式〔第六十八号様式（第十一条関係）〕</p>  <p>第六十八号様式（第十一条関係） （建築基準法施行規則第十一条） （木板、プラスチック板その他これらに類するものとする） 計画通知が必要な場合に掲示する。</p>

項目	特記事項																																																																																																
○技能士 (解任 1.5.2)	○適用する技能検定の職種及び作業の種別は下表による <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用工事種類</th> <th>職種</th> <th>技能検定の作業の種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設工事</td> <td>とび</td> <td>・とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋工事</td> <td>鉄筋施工</td> <td>・鉄筋組立て作業</td> </tr> <tr> <td>型枠工事</td> <td>型枠施工</td> <td>・型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">コンクリート工事</td> <td>コンクリート圧送施工</td> <td>・コンクリート圧送工事作業</td> </tr> <tr> <td>鉄工</td> <td>・構造物鉄工作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">CB・ALC パネル及び押出し成形セメント板工事</td> <td>ブロック建築</td> <td>・コンクリートブロック工事作業</td> </tr> <tr> <td>ALC パネル施工</td> <td>・ALC パネル工事作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">防水工事</td> <td rowspan="10">防水施工</td> <td>・アスファルト防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・アクリルゴム系塗膜防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・合成ゴム系シート防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・塩化ビニル系シート防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・セメント系防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・シーリング防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・改質アスファルトシート工法防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・FRP 防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>石工事</td> <td>石材施工</td> <td>・石張り作業</td> </tr> <tr> <td>タイル工事</td> <td>タイル張り</td> <td>・タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>木工事</td> <td>建築大工</td> <td>・大工工事作業</td> </tr> <tr> <td>屋根及びとい工事</td> <td>建築板金</td> <td>・内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">金属工事</td> <td>内装仕上げ施工</td> <td>・鋼製下地工事作業</td> </tr> <tr> <td>建築板金</td> <td>・内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>左官工事</td> <td>左官</td> <td>・左官作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">建具工事</td> <td>サッシ施工</td> <td>・ビル用サッシ施工作業</td> </tr> <tr> <td>ガラス施工</td> <td>・ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td>自動ドア施工</td> <td>・自動ドア施工作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">カーテンウォール工事</td> <td>カーテンウォール施工</td> <td>・金属製カーテンウォール工事作業</td> </tr> <tr> <td>サッシ施工</td> <td>・ビル用サッシ施工作業</td> </tr> <tr> <td>ガラス施工</td> <td>・ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td>塗装工事</td> <td>塗装</td> <td>・建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">内装工事</td> <td rowspan="5">内装仕上げ施工</td> <td>・プラスチック系床仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>・カーペット系床仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>・木質系床仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ボード仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>表装</td> <td>・壁装作業</td> </tr> <tr> <td>排水工事</td> <td>配管</td> <td>・建築配管作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">舗装工事</td> <td rowspan="2">路面標示施工</td> <td>・溶融ペイントハンドマーカール工事作業</td> </tr> <tr> <td>・加熱ペイントマシンマーカール工事作業</td> </tr> <tr> <td>植栽工事</td> <td>造園</td> <td>・造園工事作業</td> </tr> <tr> <td>外壁改修工事</td> <td>樹脂接着剤注入施工</td> <td>・樹脂接着剤注入工事作業</td> </tr> <tr> <td>・地元工事説明</td> <td>※工事着手前に行う ・工事説明会の開催 ・お知らせビラの配布 ※資料は監督員と協議の上、請負人が作成する ※工事期間中も必要に応じ関係者等に十分に説明を行い、工事進捗に支障のないように配慮する</td> </tr> <tr> <td>・近隣家屋等の調査</td> <td>調査範囲 ※図示 調査内容 ・内外観検査 ・傾斜測定調査 ・水平測定調査 ※調査の内容 (a) 適用範囲 本工事の施工に伴い発生する近隣家屋等への影響を調査する場合に適用する。 (b) 調査範囲は上記により、調査内容は下記の項目とする。 (1) 内外観調査：建物の外観、犬走りと腰壁の取合部、天井、土間、各室毎の壁4面、建具の建付け、塀及びその他必要箇所。 (2) 傾斜測定調査：主要な柱及び壁面。 (3) 水平測定調査：敷居、かも居等必要箇所。 (4) その他特記する調査</td> </tr> </tbody> </table>	適用工事種類	職種	技能検定の作業の種別	仮設工事	とび	・とび作業	鉄筋工事	鉄筋施工	・鉄筋組立て作業	型枠工事	型枠施工	・型枠工事作業	コンクリート工事	コンクリート圧送施工	・コンクリート圧送工事作業	鉄工	・構造物鉄工作業	CB・ALC パネル及び押出し成形セメント板工事	ブロック建築	・コンクリートブロック工事作業	ALC パネル施工	・ALC パネル工事作業	防水工事	防水施工	・アスファルト防水工事作業	・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業	・アクリルゴム系塗膜防水工事作業	・合成ゴム系シート防水工事作業	・塩化ビニル系シート防水工事作業	・セメント系防水工事作業	・シーリング防水工事作業	・改質アスファルトシート工法防水工事作業	・改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業	・FRP 防水工事作業	石工事	石材施工	・石張り作業	タイル工事	タイル張り	・タイル張り作業	木工事	建築大工	・大工工事作業	屋根及びとい工事	建築板金	・内外装板金作業	金属工事	内装仕上げ施工	・鋼製下地工事作業	建築板金	・内外装板金作業	左官工事	左官	・左官作業	建具工事	サッシ施工	・ビル用サッシ施工作業	ガラス施工	・ガラス工事作業	自動ドア施工	・自動ドア施工作業	カーテンウォール工事	カーテンウォール施工	・金属製カーテンウォール工事作業	サッシ施工	・ビル用サッシ施工作業	ガラス施工	・ガラス工事作業	塗装工事	塗装	・建築塗装作業	内装工事	内装仕上げ施工	・プラスチック系床仕上げ工事作業	・カーペット系床仕上げ工事作業	・木質系床仕上げ工事作業	・ボード仕上げ工事作業	表装	・壁装作業	排水工事	配管	・建築配管作業	舗装工事	路面標示施工	・溶融ペイントハンドマーカール工事作業	・加熱ペイントマシンマーカール工事作業	植栽工事	造園	・造園工事作業	外壁改修工事	樹脂接着剤注入施工	・樹脂接着剤注入工事作業	・地元工事説明	※工事着手前に行う ・工事説明会の開催 ・お知らせビラの配布 ※資料は監督員と協議の上、請負人が作成する ※工事期間中も必要に応じ関係者等に十分に説明を行い、工事進捗に支障のないように配慮する	・近隣家屋等の調査	調査範囲 ※図示 調査内容 ・内外観検査 ・傾斜測定調査 ・水平測定調査 ※調査の内容 (a) 適用範囲 本工事の施工に伴い発生する近隣家屋等への影響を調査する場合に適用する。 (b) 調査範囲は上記により、調査内容は下記の項目とする。 (1) 内外観調査：建物の外観、犬走りと腰壁の取合部、天井、土間、各室毎の壁4面、建具の建付け、塀及びその他必要箇所。 (2) 傾斜測定調査：主要な柱及び壁面。 (3) 水平測定調査：敷居、かも居等必要箇所。 (4) その他特記する調査
適用工事種類	職種	技能検定の作業の種別																																																																																															
仮設工事	とび	・とび作業																																																																																															
鉄筋工事	鉄筋施工	・鉄筋組立て作業																																																																																															
型枠工事	型枠施工	・型枠工事作業																																																																																															
コンクリート工事	コンクリート圧送施工	・コンクリート圧送工事作業																																																																																															
	鉄工	・構造物鉄工作業																																																																																															
CB・ALC パネル及び押出し成形セメント板工事	ブロック建築	・コンクリートブロック工事作業																																																																																															
	ALC パネル施工	・ALC パネル工事作業																																																																																															
防水工事	防水施工	・アスファルト防水工事作業																																																																																															
		・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業																																																																																															
		・アクリルゴム系塗膜防水工事作業																																																																																															
		・合成ゴム系シート防水工事作業																																																																																															
		・塩化ビニル系シート防水工事作業																																																																																															
		・セメント系防水工事作業																																																																																															
		・シーリング防水工事作業																																																																																															
		・改質アスファルトシート工法防水工事作業																																																																																															
		・改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業																																																																																															
		・FRP 防水工事作業																																																																																															
石工事	石材施工	・石張り作業																																																																																															
タイル工事	タイル張り	・タイル張り作業																																																																																															
木工事	建築大工	・大工工事作業																																																																																															
屋根及びとい工事	建築板金	・内外装板金作業																																																																																															
金属工事	内装仕上げ施工	・鋼製下地工事作業																																																																																															
	建築板金	・内外装板金作業																																																																																															
左官工事	左官	・左官作業																																																																																															
建具工事	サッシ施工	・ビル用サッシ施工作業																																																																																															
	ガラス施工	・ガラス工事作業																																																																																															
	自動ドア施工	・自動ドア施工作業																																																																																															
カーテンウォール工事	カーテンウォール施工	・金属製カーテンウォール工事作業																																																																																															
	サッシ施工	・ビル用サッシ施工作業																																																																																															
	ガラス施工	・ガラス工事作業																																																																																															
塗装工事	塗装	・建築塗装作業																																																																																															
内装工事	内装仕上げ施工	・プラスチック系床仕上げ工事作業																																																																																															
		・カーペット系床仕上げ工事作業																																																																																															
		・木質系床仕上げ工事作業																																																																																															
		・ボード仕上げ工事作業																																																																																															
		表装	・壁装作業																																																																																														
排水工事	配管	・建築配管作業																																																																																															
舗装工事	路面標示施工	・溶融ペイントハンドマーカール工事作業																																																																																															
		・加熱ペイントマシンマーカール工事作業																																																																																															
植栽工事	造園	・造園工事作業																																																																																															
外壁改修工事	樹脂接着剤注入施工	・樹脂接着剤注入工事作業																																																																																															
・地元工事説明	※工事着手前に行う ・工事説明会の開催 ・お知らせビラの配布 ※資料は監督員と協議の上、請負人が作成する ※工事期間中も必要に応じ関係者等に十分に説明を行い、工事進捗に支障のないように配慮する																																																																																																
・近隣家屋等の調査	調査範囲 ※図示 調査内容 ・内外観検査 ・傾斜測定調査 ・水平測定調査 ※調査の内容 (a) 適用範囲 本工事の施工に伴い発生する近隣家屋等への影響を調査する場合に適用する。 (b) 調査範囲は上記により、調査内容は下記の項目とする。 (1) 内外観調査：建物の外観、犬走りと腰壁の取合部、天井、土間、各室毎の壁4面、建具の建付け、塀及びその他必要箇所。 (2) 傾斜測定調査：主要な柱及び壁面。 (3) 水平測定調査：敷居、かも居等必要箇所。 (4) その他特記する調査																																																																																																

項目	特記事項																											
	(c) 調査方法は、下記を標準とする。 (1) 調査は、本工事の着工に先立って行う事前調査とし、工事完成後については、必要に応じ行う。 (2) きれつ、傾斜等の測定精度は (i) ~ (vi) による。 (i) 壁、基礎、犬走り、土間等にきれつある箇所は、きれつ幅 0.1mm 単位長さ 1mm 単位で測定する。 (ii) 柱と壁、窓枠と建具等のすきまは、0.1mm 単位で測定する。 (iii) 壁、柱等の傾斜は、傾斜測定定規、トランシット、下げふり等を用い 1m につき 0.5mm 単位で測定する。 (iv) 床、敷居等の水平は、水準器、デジタル計等を用い、1m につき 0.5mm 単位で測定する。 (3) 写真撮影は、測定箇所すべてについてスケールをあてて撮影するほか、外観、室内を含め一戸当たり 50 枚を標準とし、必要に応じ枚数を増やすこと。 (d) 報告書は、事前調査完了後、測定記録、写真その他必要資料を添付して2部作成し、監督員に提出する。																											
○建築材料等の評価名簿の取扱い	○標準仕様書及び改修標準仕様書に品質性能が規定されている建築材料・設備機材等については、「 建築材料・設備機材等品質性能評価事業-建築材料等評価名簿 」((一社) 公共建築協会 編集・発行) 等に記載されたものとする。																											
○ステンレス鋼の表面仕上げ	※本工事で用いるステンレス鋼は、特記なき限り材質 SUS304 とし、表面仕上げは「建具のくつずり：No.2B、その他：#400」とする。																											
○ゴム製品等の品質等	※ゴム製品等の品質等は以下による 第1条 ゴム製品等の品質確認等 請負人は、TOYO TIRE (株)、ニッタ化工品 (株) で製造された製品や材料 (以下、ゴム製品等とする。別表参照) を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負人が指定した第三者 (TOYO TIRE (株)、ニッタ化工品 (株) と資本面・人事面で関係がない者) によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。 ※以下はゴム製品等に求められる機能に応じて記載すること。 (記載例) なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験名</th> <th>計測項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常状態での試験 (常態試験)</td> <td>硬さ、比重、引張強度、伸び</td> </tr> <tr> <td>熱老化試験</td> <td>熱老化前後での変化率 (硬さ、比重、引張強度、伸び)</td> </tr> <tr> <td>圧縮永久ひずみ試験</td> <td>圧縮による残留歪み</td> </tr> <tr> <td>製品検査</td> <td>外観、寸法、性能</td> </tr> </tbody> </table> 第2条 ゴム製品等の品質確認をした場合におけるかし担保の取扱 第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に請負人のかし担保責任が免責されるものではない。 別表 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>製品及び材料名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">防振ゴム</td> <td>ディーゼルエンジン用防振ゴム</td> </tr> <tr> <td>ゴム製軸継手</td> </tr> <tr> <td>産業機械用空気ばね</td> </tr> <tr> <td>芝保護材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>落橋防止用ゴム</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">道路資材</td> <td>車止め (ガードコーン)</td> </tr> <tr> <td>視線誘導標・車線分離標</td> </tr> <tr> <td>弾性舗装材</td> <td>ゴムチップ舗装材</td> </tr> <tr> <td>建築防水資材</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※代表的な製品例である (参考) ニッタ化工品 (株) の製品情報	試験名	計測項目	通常状態での試験 (常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び	熱老化試験	熱老化前後での変化率 (硬さ、比重、引張強度、伸び)	圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み	製品検査	外観、寸法、性能		製品及び材料名	防振ゴム	ディーゼルエンジン用防振ゴム	ゴム製軸継手	産業機械用空気ばね	芝保護材		落橋防止用ゴム		道路資材	車止め (ガードコーン)	視線誘導標・車線分離標	弾性舗装材	ゴムチップ舗装材	建築防水資材	
試験名	計測項目																											
通常状態での試験 (常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び																											
熱老化試験	熱老化前後での変化率 (硬さ、比重、引張強度、伸び)																											
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み																											
製品検査	外観、寸法、性能																											
	製品及び材料名																											
防振ゴム	ディーゼルエンジン用防振ゴム																											
	ゴム製軸継手																											
	産業機械用空気ばね																											
芝保護材																												
落橋防止用ゴム																												
道路資材	車止め (ガードコーン)																											
	視線誘導標・車線分離標																											
弾性舗装材	ゴムチップ舗装材																											
建築防水資材																												

項目	特記事項																
○材料の検査等	現場に搬入した材料は、標準仕様書に基づき監督職員の検査を受けること。これに加え、請負金額が2,000万円を超える場合は、下記に示す工食用材料について、設計図書に定める品質及び性能を有することを証する書類及び現場への搬入日、数量等を記載した資料を提出し、監督員の検査を受けること。																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事名</th> <th>工食用材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地業工事</td> <td>くい、鉄筋、コンクリート、ラップルコンクリート、セメントミルク工法の根固め液に使用するコンクリート</td> </tr> <tr> <td>鉄筋工事</td> <td>鉄筋</td> </tr> <tr> <td>コンクリート工事</td> <td>コンクリート</td> </tr> <tr> <td>鉄骨工事</td> <td>鋼材</td> </tr> <tr> <td>ブロック及びALCパネル工事</td> <td>構造用コンクリートブロック</td> </tr> <tr> <td>防水工事</td> <td>アスファルト、ルーフィング類、その他防水材料</td> </tr> <tr> <td>屋外工事</td> <td>鉄筋、構造用コンクリート</td> </tr> </tbody> </table>	工事名	工食用材料	地業工事	くい、鉄筋、コンクリート、ラップルコンクリート、セメントミルク工法の根固め液に使用するコンクリート	鉄筋工事	鉄筋	コンクリート工事	コンクリート	鉄骨工事	鋼材	ブロック及びALCパネル工事	構造用コンクリートブロック	防水工事	アスファルト、ルーフィング類、その他防水材料	屋外工事	鉄筋、構造用コンクリート
工事名	工食用材料																
地業工事	くい、鉄筋、コンクリート、ラップルコンクリート、セメントミルク工法の根固め液に使用するコンクリート																
鉄筋工事	鉄筋																
コンクリート工事	コンクリート																
鉄骨工事	鋼材																
ブロック及びALCパネル工事	構造用コンクリートブロック																
防水工事	アスファルト、ルーフィング類、その他防水材料																
屋外工事	鉄筋、構造用コンクリート																
○室内空気汚染対策	○ 建築基準法第28条の2 の規定によるホルムアルデヒド発散建築材料として国土交通省告示で定められたもの（以下、「告示対象建材」という。）を屋内で使用する場合は、F☆☆☆☆規格品（JIS・JAS規格）又は同等以上とする。ただし、該当する材料等がない場合は、監督員と協議の上、決定する。 ○設計図書に指示ある材料工法については、品質・性能の証明できる資料を提出する。 ○告示対象建材に関する資料の提出 告示対象建材については、品質・性能の証明できる資料（公的な書類がない場合は、建材または梱包に印字された規格を撮影した写真）を監督員に提出する。																
・化学物質の濃度測定	○化学物質濃度を下記のとおり測定し、 厚生労働省が定める指針値 以下であることを確認し、測定結果報告書を監督員に1部提出する。 測定対象物質 ※ホルムアルデヒド ※トルエン ※キシレン ※エチルベンゼン ※スチレン ・パラジクロロベンゼン 測定方法、箇所数 ・簡易法 ※測定パッチ（社製） ※ホルムアルデヒド用 箇所 ※その他用 箇所 ・厚生労働省の標準的測定方法 箇所 ○測定箇所は監督員の指示による。 ○ 厚生労働省の標準的測定方法 による場合の測定者は、環境計量証明事業所として登録を行っている者、又は作業環境測定事業所の有機溶剤の登録を行っている者とする。																
7節 工事検査及び技術検査																	
○技術検査（ 解仕1.7.1 ）	※完成検査時には、地中工作物撤去確認のための掘削機械〔バックホー（バケット容量：・0.06～0.15m ³ ・0.10～0.35m ³ ・0.30～0.60m ³ ）〕を準備すること。 ただし、「本特記仕様書1章2節 工事の記録等（工事写真）」に示すタイムラプス動画で地中工作物の撤去が確認できる場合は掘削機械の準備は不要とする。																
・中間技術検査（ 解仕1.7.2 ）	○中間技術検査の対象工事は、次による。 ※当初契約金額が5億円以上かつ工期が6ヶ月以上の工事 ※当初契約金額が1億円以上の低入札価格契約工事（低入札価格調査手続要綱第4条で定める基準価格を下回る額で契約を締結した請負工事） ・次のいずれかに該当し、設計担当課若しくは工事担当課の所管課長が必要と認めた工事 ・契約約款第37条（部分引渡し）の適用に伴う検査（完済部分）の実施にあわせて、技術的検査を行うことが適切な場合 ・当初請負金額が3億円以上かつ工期が6ヶ月以上で、施工上の重要な変化点等で技術的検査を行うことが適切な場合 ・その他工事の施工上、技術的検査を行うことが適切な場合 ○中間技術検査の実施は、出来高の検査時期又は次の各号の時期とする。 （1）杭打設完了時 （2）基礎配筋完了時 （3）建て方完了時又は躯体完了時 （4）その他主管課長の判断により有効と思われる時期 ○中間技術検査の実施回数は、工期が1年未満の工事は1回程度、1年以上の工事は2回程度とする。（工事の重要度などに応じ実施回数を増減することがある。）																

項目	特記事項									
○出来高検査	○出来高検査については、「 神戸市建築工事出来高算定基準 」若しくは「 建築工事工程段階別出来高払実施要領 」による。									
○材料の検査に伴う試験	○工事現場外で行う試験は、JAB【 (公財)日本適合性認定協会 】による認定又はJNLA【 独立行政法人製品評価技術基盤機構 】による登録を受けた試験所で行う。試験項目の実施可能な登録試験所については、下記ホームページを参照のこと。 ○試験の依頼者は請負人とし、試験体の持ち込みについては、監督員の指示により、請負人が責任をもって行う。なお、試験のために生ずる費用は全て請負人の負担とする。									
○電子検査	※「 神戸市建築工事電子検査実施要領 」に基づく電子検査を行う。 原則として電子検査の対象は市単独工事で予定価格1億円以上の工事とする									
その他 完成図										
○完成図書（ 改仕1.9.1,2 ）	※完成図 ※全図（ ） 作成方法：※CAD データを修正後 PDF 化 提出方法、提出部数： ※CD-R等（ ）部で提出 ・製本（A3見開き）部を提出 ※工事写真 提出方法：※工種毎に整理したもの（PDF形式）をCD-R等にて提出する。 提出部数：・1部提出する ※工事写真は130万画素以上とする。 ※撮影箇所等は2節工事関係図書 工事の記録等による。 ※工事写真の黒板情報電子化を行う場合は2節工事関係図書 工事の記録等による。 ・完成写真 提出方法：※デジタルデータ（600万画素以上、JPEG形式）をCD-R等にて提出する。 提出部数：・アルバム1部 ※施工体系図（PDFデータ） 施工体系図は、総則 提出書類に関する事項 施工体制台帳及び施工体制 ※提出については「 神戸市建築工事完成図書等電子納品要領 」を適用すること									
○保全に関する資料（ 標仕1.9.3 ）	・保全に関する資料等 ・物品引渡書 ・補修連絡先一覧 ・保証書一覧表 ・ ※保全に関する資料の記載事項及び内容については、監督員の承諾を得る。 ※保存形式、作成方法等は、監督員の指示による。									
○完成引継ぎ品	・鍵、シャッターハンドル等（引渡書を含む） ・鍵箱（ ）箱 ※鋼製既製品 ※鍵は1組ずつ、札を付けて整理する。 ※監督員の指定する場所に保管する。 ・補修用内外装仕上げ材 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>保管材料</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ・その他（ ）		保管材料	数量	・			・		
	保管材料	数量								
・										
・										
その他の事項										
○防水工事・外装工事の品質管理	防水工事・外装工事のうち、対象の工事については、下記管理方法に掲げる資料等を作成・整理し、適正な品質管理等を行う。 （a）対象工事 （1）主たる外装工事 （2）遮熱性の向上等、一定の効果を期待する塗装工事（遮熱塗料等） （3）防水工事（シーリング工事を除き、塗膜防水工事を含む） （4）監督員が指示する工事 （b）管理方法 （1）使用数量予定表の作成（施工前） 請負人は、公共建築工事標準仕様書等による工程に基づき、仕様種別毎に、施工面積、単位面積あたりの所有数量及び総所有数量を表にまとめ、施工計画書に記載する。 （2）使用数量の報告 請負人は、防水工事・外装工事完了後、使用数量予定表に基づき、施工後の実際の使用数量を表にまとめ、納品書、工事写真とともに監督員に提出する。なお、工事写真は、材料毎の使用済み缶（袋）に、通し番号で印を付け、使用数量が正確に確認できるよう整理する。									

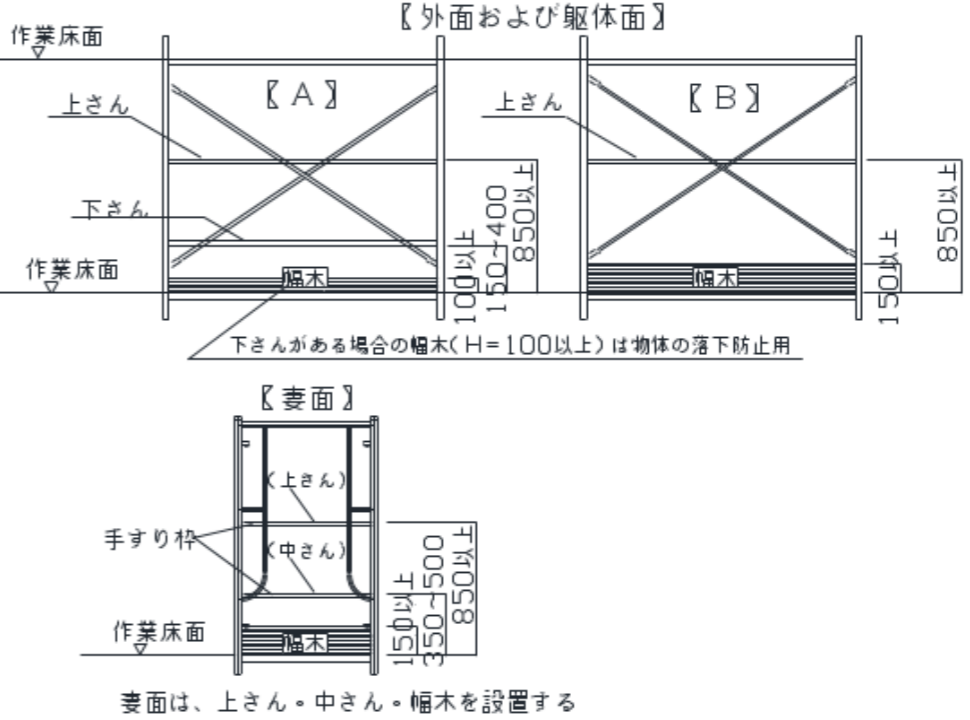
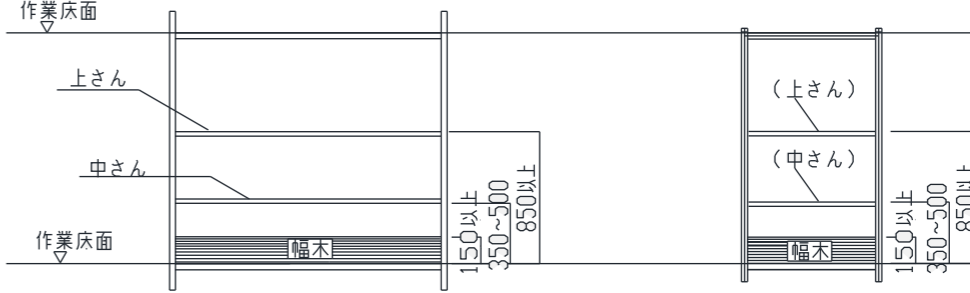
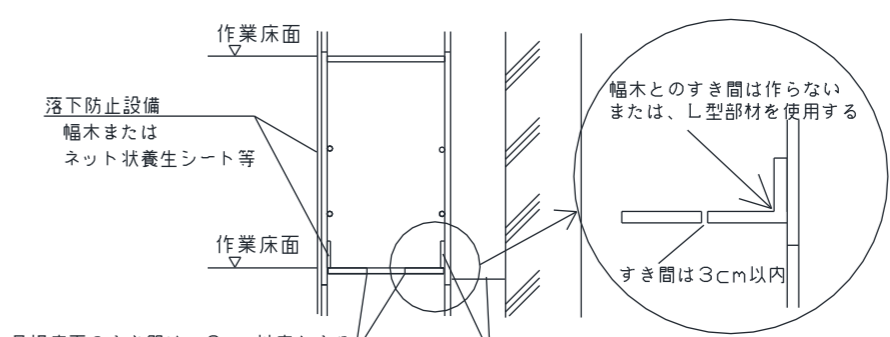
項目	特記事項
港湾局発注工事に適用する事項	
◎防災対策	※本市では「神戸港防災ポータルサイト」を開設し、神戸港の潮位情報や防潮扉の開閉状況など、防災行動に必要な情報を発信している。 また、同サイト上でメール登録者には、台風・高潮等に伴う港湾局防災指令の発令状況、台風情報や港湾関連の交通情報などを配信しており、迅速確実な情報収集を行うために本工事の現場責任者はメール登録を行い、現場対応に備えること。 URL https://kobeko-bousai.jp/ または「神戸港防災ポータルサイト」で検索
水道局発注工事に適用する事項	
◎検便報告	※1か月に11日以上作業を行うものは、6か月以内ごとに検便結果報告書を監督員に提出する。 (赤痢菌・サルモネラ菌・O157・腸チフス・パラチフス)
◎行政財産使用	※現場事務所、バクカン、仮設トイレ等を設置する場合は、行政財産使用許可申請書を提出すること。なお使用による賃料は請負人負担となります。 (使用する面積・期間により賃料が異なります)

2章 仮設工事

項目	特記事項
1節 共通事項	
※仮設計画	※仮設計画は参考であり、施工に先立ち監督員及び施設と協議の上、図面を作成し監督員の承諾を得ること。 ※本仮設計画図は参考図であり、作業内容、天候等により近隣住民、通行人、関係者に対し必要のある場合は、請負者の責任において速やかに補足すること。 ※仮設物設置場所、工事用車両の駐車場の位置は施設側と協議の上、決定する。 ・占用の必要な部分については、請負人の責任において必要な手続きを遅延なく行うこと。 ※道路部に仮設足場や養生防護棚が必要な場合は道路占用の許可を得ること。
※安全対策	※工事場所周辺は、施設利用者、児童生徒等に対する安全対策を講じること。 ・工事中も一般市民が利用するので、第三者に危害を与える事のないよう安全管理には工事関係者一同特に留意すること。 ・工事車両の進入の際は交通誘導員による誘導を行い、敷地内運行はハザードランプを点滅させながら最徐行を行い安全運転に留意すること ※隣地に面する部分は特に仮設計画及び解体に際し、養生・安全に留意の上施工のこと。 ※敷地外周撤去に際し、工事完了までに敷地内に関係者以外の侵入防止策を講ずること。 ※撤去対象外の既設物は適切な養生を行ない、破損させないこと。万が一破損させた場合は、請負人の負担にて取り替えること。 ※仮囲い、足場に先行して作業する場合でも、粉塵の飛散等が無いように適切な養生を実施すること。 ※本仕様書に定めのない場合も含め、重機類の転倒防止等のため、鉄板養生、地盤改良及び山留め等請負人の責任において安全施工につとめること。
2節 騒音、粉じん、足場等	
・騒音・粉じん等の対策 (解仕 2.2.1)	(1,2)騒音・粉じん等対策と設置範囲 ・防音パネル (設置範囲: ※仮設計画図による) ・防音シート (設置範囲: ※仮設計画図による) ・養生シート (設置範囲: ※仮設計画図による) ・
・仮囲い (解仕 2.2.2(1))	※仮囲い: ・設ける (範囲、位置等は図示) ・設けない 種別 ・仮囲い用成形鋼板 (t=1.2mm): ・H=2.0m ・H=3.0m ・ガードフェンス (H=1.8m) ・A型バリケード (H=0.8m) ・ イメージアップ他 ・行う (※図示) 門扉 (施錠付) 形状: ・W3.0m×H1.8m ・W6.0m×H1.8m ・ 種別: ・シートゲート ・パネルゲート ・キャスターゲート ※施工範囲は図示による。やむを得ず、工事途中で仮囲いはずす場合は監督員の承諾を受ける。 仮設鉄板: ・設ける (範囲、位置等は図示) ・設けない 参考「 建設工事公衆災害防止対策要綱 (建築工事編) 第4章 第23 仮囲い、出入口 」 安全対策等 ※工事用資材置場の安全措置 子どもが利用する既存施設の改修工事などにおける工事用資材置場は、施設利用者動線と交錯しない場所で確保すること。やむを得ず施設利用者動線に接近する場合は、容易に移動したり、接触できない構造で完全に区画して安全措置をとること。(ガードフェンス H=1800 同等以上) ※ガードフェンスの安全措置 一般の人が手を触れる可能性がある工事現場の仮囲いについては、ガードフェンス鋼板端部の隙間などに指を挟む危険性があるため、あらかじめテープで目張りするなど適切な安全措置を施して設置すること。
・仮設物の設置場所	※構内 ・指定仮設用地 使用条件 (・有償 ・無償) ※便所等を設置する場合、下水処理区域内は所定の手続きの上、污水管に放流するのを原則とする。
・足場等 (解仕 2.2.22)	外部足場 ※枠組足場 (※ 手すり先行工法 ・ その他)



項目	特記事項
	<p>・くさび緊結式足場（※ 手すり先行工法 ・ その他） ・単管本足場 ・ 仮設ゴンドラ ・ 移動式足場 ※足場（仮設ゴンドラ、移動式足場を除く）を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省基発第0424001号 平成21年4月24日）」の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」」及び「「働きやすい安心感のある足場に関する基準」」に適合する足場とする。 ※屋根工事及び小屋組の建方工事における墜落事故防止対策は、JIS A 8971 の施工標準に基づき、必要な屋根工事中用足場を設置する。（JISA8971 附属書 A の表 A.3を参考とする。） ※仕上塗材又は下地調整材に石綿を含有する壁に足場等を設置する場合、石綿が飛散しないよう HEPA フィルター付集塵機ドリル削孔機等を使用すること。</p> <p>内部足場 ・ 枠組棚足場 ・ その他（ ） ・ 脚立、足場板等</p> <p>落下物、飛散物等による危害の防止 ※工事現場からの落下物、飛散物による危害防止は、下記又は同等以上の措置をする ・メッシュシート（JIS A 8952に定めるI類） ・養生シート（帆布製）（JIS A 8952に定めるI類） ・金網式養生柵 ・ 防護棚（朝顔） ・防音シート ・ 防音パネル ・ 図示</p> <p>※施工範囲は図示による。 参考「建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）第2章一般事項第11 飛来落下による危険防止第4章仮設構造物第28 防護棚」</p> <p>材料、撤去材等の運搬方法 ・A種：2本溝リフト等による ・B種：トラッククレーン等による ・C種：既存エレベーターによる ・D種：既存階段による ・E種：登り桟橋等による</p>
<p>・足場からの墜落事故防止</p>	<p>※足場（仮設ゴンドラ、移動式足場を除く）を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」」について（厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日）」の「「手すり先行工法等に関するガイドライン」」により、「「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」」及び「「働きやすい安心感のある足場に関する基準」」に適合する足場とする。 ※屋根工事及び小屋組の建方工事における墜落事故防止対策は、JIS A 8971 の施工標準に基づき、必要な屋根工事中用足場を設置する。（JISA 8971 附属書 A の表 A.3を参考とする。）</p>
<p>・足場その他</p>	<p>「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく「働きやすい安心感のある足場」のうち、手すり先送り方式による足場を設ける場合は、労働安全衛生関係法令を満たした上で下記の措置を講じるか、防音パネル、ネットフレームの設置等により下記の措置と同等以上の措置を講じたものとする。 また、組立て作業手順は、手すり先送り→床板→建柵→交差筋かい→階段の手すり、中さん→下さん、幅木→上さんの順に各層で完成させてから上層に組み立てること。（足場の解体は、組立てと逆） 墜落防止策 <安全衛生規則+働きやすい安心感のある足場></p> <p>(a) 【A】交差筋かいに上さん、下さん（高さ15cm以上40cm以下のさん）を設けたもの。 【B】交差筋かいに上さん、高さ15cm以上の幅木を設けたもの。 ただし、作業の必要上、臨時にそれらの設備を外す場合においては、それに代わる墜落の防止措置を講ずること。 ex.ブラケット足場または防網（層間ネット）等を設置の上、安全帯を併用させる（防網は、手すり、中さん、幅木に代わるものではない）</p>

項目	特記事項
	 <p>【外面および躯体面】</p> <p>作業床面</p> <p>上さん</p> <p>下さん</p> <p>作業床面</p> <p>幅木</p> <p>100以上</p> <p>150~400</p> <p>850以上</p> <p>150以上</p> <p>850以上</p> <p>下さんがある場合の幅木(H=100以上)は物体の落下防止用</p> <p>【妻面】</p> <p>手すり柵</p> <p>上さん</p> <p>中さん</p> <p>作業床面</p> <p>幅木</p> <p>150以上</p> <p>350~500</p> <p>850以上</p> <p>妻面は、上さん・中さん・幅木を設置する</p> <p>(b) くさび緊結方式及び単管本足場については外面・躯体面・妻面とも上さん、中さん、幅木（15cm以上）を設けたものとする。</p>
	 <p>作業床面</p> <p>上さん</p> <p>中さん</p> <p>作業床面</p> <p>幅木</p> <p>150以上</p> <p>350~500</p> <p>850以上</p> <p>150以上</p> <p>350~500</p> <p>850以上</p> <p>ただし、(b) は墜落防止策として幅木と同等以上の措置が講じられている場合はこの限りではない。</p> <p>◆物体落下防止策 <安全衛生規則></p> <p>(a) 外面においては、幅木（H=100以上）またはネット状養生シート（特記にて指定）等を設置する。 (b) 躯体面においては、幅木（H=100以上）または防網等を設置する。 (c) 足場床面のすき間は3cm以内とする。また、幅木を設置する場合は床面と幅木との間にすき間を作らない。</p>  <p>落下防止設備 幅木またはネット状養生シート等</p> <p>作業床面</p> <p>作業床面</p> <p>幅木とのすき間は作らない または、L型部材を使用する</p> <p>すき間は3cm以内</p> <p>幅木または防網</p> <p>足場床面のすき間は、3cm以内とする</p> <p>「人の墜落防止策」、「物体の落下対策」の観点で規定しているが、「働きやすい安心感のある足場」の基準において、「人の墜落防止策」として、「幅木を設けたもの又はこれと同等以上の措置を講じたもの」とされているため、ex. 物体落下防止策 (a) でネット状養生シートを設置している場合、「人の墜落防止策」として、幅木と同等以上の措置を講じた場合は幅木の設置は不要。</p>

項目	特記事項
3 節 仮設物	
・監督員事務所等 (解仕 2.3.1)	(1) 監督員事務所の規模 (別途設備工事監督員と共用する。) ※ () m ² 程度 (会議室 () m ² を含む) ・ ・請負人事務所の中に監督員用スペース m ² 程度確保する 標準仕様 ・出入口：鍵付き ・床：タイルカーペット敷き ・窓：ブラインド又はカーテン付 ・更衣スペース：カーテン等で囲う ・ミニキッチン ・ (2) 監督員事務所の設備 ※電灯 ※給排水 ・ 監督員事務所の電話 ※専用電話 ・兼用ファックス 監督員事務所の備品 ※机、いす、書棚、白板、掛時計、更衣ロッカー、冷暖房機器、検査用具、ゴム長靴、軍手、雨合羽 ・その他 ()
・洗車設備	・洗車ピット (幅 3m×長さ 5m、厚さ 20cm 程度の土間コンクリート、給排水設備共) ・洗車装置 (高圧洗浄装置程度) 工事現場出入口に設け、泥土等が場外に飛散することがないようにする。
・快適トイレの設置促進	※建設現場を男女ともに働きやすい環境とするため、下記に示す、快適トイレの設置に努めること。 国土交通省では、以下の仕様を満たすトイレを快適トイレとしている。 神戸市では、「1. 快適トイレに求める標準仕様」と「2. 快適トイレとして活用するために備える付属品 (8)を除く」を装備した快適トイレの設置を推奨する。 国土交通省「快適トイレ」標準仕様 1. 快適トイレに求める標準仕様 (1) 洋式便座 (2) 水洗機能 (簡易水洗、し尿処理装置付きを含む) (3) 臭い逆流防止機能 (フラッパー機能) [必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること] (4) 容易に開かない施錠機能 (二重ロック等) [二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できるもの] (5) 照明設備 (電源がなくても良いもの) (6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能 (耐荷重 5 kg 以上) 2. 快適トイレとして活用するために備える付属品 (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 (8) 入口の目隠しの設置 (男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等) (9) サニタリーボックス (女性専用トイレに限る) (10) 鏡付きの洗面台 (11) 便座除菌シート等の衛生用品 3. 推奨する仕様、付属品 (12) 室内寸法 900×900mm 以上 (半畳程度以上) (13) 擬音装置 (14) フィッティングボード (15) フラッパー機能の多重化 (16) 窓など室内温度の調整が可能な設備 (17) 小物置き場等 (トイレトペーパー予備置き場)
・仮排水	※既設排水溝や排水管、会所等の撤去時には、仮設の排水設備を設け、排水上支障のないようにする。
○その他	※工事関係車両は、本工事関係車両であることを表示すること。 ・既存部分の養生は十分に行う。万一損傷を与えた場合は監督員の指示により現況復旧のこと。 ・仮設用地及び車両進入路廻りは、工事完了後速やかに整地し現況復旧のこと。
4 節 山留め	
・山留めの撤去 (解仕 2.4.3)	山留めの存置 ・しない (鋼矢板等の抜き後の処理 ※直ちに砂等で充填する ()) ・する

3 章 解体施工

項目	特記事項
1 節 共通事項	
※一般事項 (解仕 3.1.1)	解体対象建築物等 名称 (棟名)： ・図示 構造・規模： ・図示 ※特記なき限り建物内部の家具・物置の残置物、コンクリートブロック、花壇植栽等を含む敷地内全ての構造物及び残存物等を撤去処分すること。なお、建物直近の埋設管については、建物あるいは地中構造物とともに撤去するものとする。 ※他の建物等に損害を与えた場合は、請負人の責任において原状回復のこと。 ※特定石綿等 (アスベスト) の存在が想定される建築物の解体にあつては、労働安全衛生法、同施行令及び石綿障害予防規則に従い、建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策等を実施し、健康障害の予防対策の一層の推進を図ること。 ※特定石綿等 (アスベスト) の除去は、別途「 石綿処理特記仕様書 」による。
2 節 事前措置	
・事前措置 (解仕 3.2.1)	・(コ)浄化槽、排水槽等の汚水、汚物等 ※事前に回収し、洗浄、消毒等の措置を行う ・(カ)オイルタンク、オイルサービスタンク及び配管内の廃油 ※事前に回収し、洗浄等の措置を行う ※請負人の責任において処分し、安全を確かめた後、とりこわし作業に着手する
3 節 建築物の解体順序及び方法	
・解体方法 (解仕 3.3.2)	(1) 解体の方法 建築物 (a) 建築設備及び内装材の取外し： ※手作業 ・手作業及び機械による作業 (b) 屋根葺材等の取外し： ※手作業 ・手作業及び機械による作業 工作物 (a) さく、照明設備等の附属物の取外し： ※手作業 ・手作業及び機械による作業
4 節 建築設備	
・建築設備 (解仕 3.4.1)	解体対象建築設備等 電気設備： ・図示 ・内部 ・外部引込柱 ・ 機械設備： ・図示 ・内部 ・埋設配管類 (範囲：) ・電力引き込み部分の切断： 図示 ・ ・電話線の処置： 図示 ・ ・ガス引込部分の処置： 図示 ・ ・給水管の止水： 図示 ・ ・下水管の処置： 図示 ・
・残存建物に対する 建築設備の切替	・行う ・行わない 切替方法： ・図示 ・ ※切替は設備の供給に支障の無いよう関係者と打合せを十分に行うこと
・分水栓コマ下げ	・行う ・行わない ※手続きは請負人が行い、費用も請負人の負担とする。
6 節 屋根葺材等	
・屋根葺材 (解仕 3.6.1)	屋根葺材等の種類 ※図示 ・
・屋根防水 (解仕 3.6.2)	屋根防水材等の種類 ※図示 ・
7 節 外装材	
・外装材 (解仕 3.7.1)	外装材等の種類 ※図示 ・
8 節 躯体	
・躯体の解体 (解仕 3.8.2)	躯体の解体工法 ・地上解体工法 ・階上解体構法 ・工法を指定しない ※躯体解体時は騒音、振動を最小限にとどめ、事故防止や火災予防に留意し、散水やシート張り等の養生を十分に行うこと。
9 節 基礎及び杭	

項目	特記事項																
・基礎等 (解仕 3.9.1)	基礎等の種類 ・杭基礎 ・独立基礎 ・布基礎 ・べた基礎 ※地中埋設物があった場合は監督員に報告し、指示を受けること。残置する場合は残置位置、寸法、深さのわかる内容を CAD データで作成し、提出すること。 ・地業部分を含む基礎、ラップルコンクリートは撤去すること。 ・調査試掘すること。(位置、仕様に関しては図示の通り) ・調査試掘の結果を CAD データで作成し、提出すること。																
・杭 (解仕 3.9.2)	杭の解体 ※解体する ・残置する 杭の解体方法： ・引抜き工法 () ・破碎工法																
10 節 工作物 (建築物以外のもの)																	
・さく、照明設備等の付属物 (解仕 3.10.1)																	
11 節 構内舗装、樹木等																	
・構内舗装、樹木等 (解仕 3.11.1)	舗装材等の種類 ※図示 ・ 樹木 伐採： ※行う (本数・位置： ※図示) ・残す 伐根： ※行う (本数・位置： ※図示) ・残す 移植木： ・有り (移植先： ・図示 ・) ・無し 伐採した場合の再資源化： ・行う																
12 節 地下埋設物及び埋設配管																	
・地下埋設物及び埋設配管 (解仕 3.12.1)	地下埋設物 ・有り (埋設物： ※図示 ・) ・無し ※地中埋設物があった場合は監督員に報告し、指示を受けること。残置する場合は残置位置、寸法、深さのわかる内容を CAD データで作成し、提出すること。																
13 節 解体後の整地																	
・埋戻し、盛土及び地均し (解仕 3.13.1)	・解体撤去後は、次により設計 G L に整地すること。 転圧工法 ※在来地盤まで監督員の承諾を受けた良質土を搬入して埋め戻し、地均し ・良質土を厚さ 5 cm 程度敷均し、転圧 ・とりこわし後の地盤面で整地 ※ 建設発生土の処理 ○処理方法は下記のとおりとする ※構外 <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定処分地</th> <th>問合せ先</th> <th>電話</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ポートアイランド沖 (神戸空港島)</td> <td>神戸空港島料金所</td> <td>302-6322</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・布施畑環境センター</td> <td>布施畑環境センター管理事務所</td> <td>974-2411</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・淡河環境センター</td> <td>淡河環境センター管理事務所</td> <td>959-0715</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ・構内再利用 () ・他現場に搬入 () 《詳細は監督員の指示による》 ○請負人は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに搬出先の管理者 (搬出先が工事現場の場合、当該工事現場の元請業者等) に受領書 (電磁的記録も可) の交付を求め、受領書に記載された搬出先の名称及び所在地が再生資源利用計画と一致することを確認するとともに、受領書又はその写しを保存 (建設工事の完了日から 5 年を経過する日まで) すること。 ○請負人は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、搬入元の管理者 (搬入元が工事現場の場合、当該工事現場の元請業者等) に対し、速やかに受領書を交付すること。 ○搬出元と搬出先が同一の者である場合には、搬出先に搬出したことを証する書面 (土砂搬出及び受領証明書) を作成し受領書と見なす。 ○搬出先から受領書の交付が得られない場合においては、請負人は、あらかじめ搬出先の所在地や搬出量、搬出完了日を記録しておくこと。また、土砂搬出を他の者に委託して行う場合には、ダンプトラックごとの管理券や運行記録など搬出を証する書類を保存しておくこと ○請負人が建設現場等からの土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、適正な搬出先に搬出されるよう、	指定処分地	問合せ先	電話	備考	・ポートアイランド沖 (神戸空港島)	神戸空港島料金所	302-6322		・布施畑環境センター	布施畑環境センター管理事務所	974-2411		・淡河環境センター	淡河環境センター管理事務所	959-0715	
指定処分地	問合せ先	電話	備考														
・ポートアイランド沖 (神戸空港島)	神戸空港島料金所	302-6322															
・布施畑環境センター	布施畑環境センター管理事務所	974-2411															
・淡河環境センター	淡河環境センター管理事務所	959-0715															

項目	特記事項
	委託を受けた搬出者に対して作成した再生資源利用計画および確認結果を通知すること。なお、搬出先側がトラック運送事業者に委託し搬出する場合には、請負人からの通知は要しない。 ○請負人は、建設発生土を計画に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該地の搬出先への搬出に関する書面 (受領書と同じ事項) を作成し、建設工事の完了日から 5 年を経過する日まで保存すること。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも同様とする。(神戸市管理の処分地 (※) または国土交通省のストックヤード運営事業者登録簿に登録されたストックヤードを除く。) (※) 神戸市管理の処分地：ポートアイランド沖 (神戸空港島)、淡河環境センター、布施畑環境センター ※土砂受領書の様式 (市 HP) https://www.city.kobe.lg.jp/a59714/business/todokede/kensetsukyoku/work/fukusann.html

4 章 建設廃棄物の処理

項目	特記事項												
4 節 再資源化等及び最終処分													
・再資源化等 (解仕 4.4.1)	※(1)建設リサイクル法により再資源化等するもの 建設廃棄物の種類及び中間処理施設又は再資源化施設 コンクリートがら、アスファルトがら及び廃路盤材等の搬出先施設は、※ 神戸市ホームページ掲載の施設 とし、木材・混合廃棄物及び建設汚泥等の搬出先施設は、※ 神戸市ホームページ掲載の施設 (参照) 又は中間処理業 (廃掃法) の許可を受けている業者の施設 (発生木材については再資源化のための施設に限る。) とし、決定にあたっては監督員の承諾を得ること。 (本特記 1 章各章共通事項「建設副産物の発生の抑制、適正処理及び再利用の促進等」) による ・(3)特記により再資源化するもの <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>再資源化等をする施設の名称及び所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア)水銀使用製品産業廃棄物</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・蛍光灯</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・H I D ランプ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・(イ)硬質塩化ビニール管類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・(ウ)ガラス</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ・(4)木材を指定建設資材廃棄物として縮減するもの (理由 ・ 50km 以内に再資源化施設が無い ・ 再資源化に経済面での制約あり) ・(6)建設廃棄物を再資源化し、現場で利用するもの ・有り (種類：) ・無し	種類	再資源化等をする施設の名称及び所在地	(ア)水銀使用製品産業廃棄物		・蛍光灯		・H I D ランプ		・(イ)硬質塩化ビニール管類		・(ウ)ガラス	
種類	再資源化等をする施設の名称及び所在地												
(ア)水銀使用製品産業廃棄物													
・蛍光灯													
・H I D ランプ													
・(イ)硬質塩化ビニール管類													
・(ウ)ガラス													
・産業廃棄物広域認定制度の適用 (解仕 4.4.2)	・産業廃棄物広域認定制度の適用 ・有り ※無し <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用廃棄物種類</th> <th>使用部位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・消火器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・鉛蓄電池・アルカリ蓄電池</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・小型二次電池</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 産業廃棄物広域認定制度の認定状況 (環境省 HP)	適用廃棄物種類	使用部位	・消火器		・鉛蓄電池・アルカリ蓄電池		・小型二次電池					
適用廃棄物種類	使用部位												
・消火器													
・鉛蓄電池・アルカリ蓄電池													
・小型二次電池													
・最終処分 (解仕 4.4.3)	・最終処分する建設廃棄物及び最終処分場 <table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>処分場の種類</th> <th>最終処分をする施設の名称及び所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td>・安定型 ・管理型 ・遮断型</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物の種類	処分場の種類	最終処分をする施設の名称及び所在地	・	・安定型 ・管理型 ・遮断型							
廃棄物の種類	処分場の種類	最終処分をする施設の名称及び所在地											
・	・安定型 ・管理型 ・遮断型												
5 節 処理に注意を要する建設廃棄物													
・処理に注意を要する建設廃棄物 (解仕 4.5.1)	(1)せっこうボードの処理方法 ・(b)ひ素(*1)・カドミウム(*2)含有せっこうボード ・製造業者に処分を委託 ・管理型最終処分場で埋立処分 *1：小名浜吉野石膏(株)いわき工場 昭和 48 年 3 月～平成 9 年 4 月に製造 *2：日東石膏ボード(株)八戸工場 平成 4 年 10 月～平成 9 年 4 月に製造 ・(c) (a)(b)以外のせっこうボードの処理 ・①再資源化 ・②最終処分 参考： 廃石膏ボード現場分別解体マニュアル (平成 24 年 3 月国土交通省)												

5章 特別管理産業廃棄物の処理

項目	特記事項
I 節 共通事項	
・ 施工計画調査 (解仕 5.1.2)	特別管理産業廃棄物の分析調査 ・ 実施する (対象: ・ 図示 ・) ・ 図示
4 節 特別管理産業廃棄物の処理等	
・ 特別管理産業廃棄物の処理等 (解仕 5.4.1)	特別管理産業廃棄物 種類: ・ 図示 ・ 処理等: ・ 図示 ・ (2)PCBを含む機器類の処理 (ア)分析調査: ・ 行う ・ 行わない ※昭和47年以前に製造された電気機器は、PCBを使用している恐れがあるため、とりこわしに先立ち有無を調査し、監督員に報告する。 (3)PCB含有シーリング材の処理 対象: 1972年以前のポリサルファイド系シーリング材 (ア)分析調査・撤去・引渡し: ※解体仕様書解説 5.4.1 による (4)廃油の処理 (ア) ・ 焼却処分 ・ 中間処理施設で再生処理 (5)廃酸・廃アルカリの処理 (ア) ・ 中和処理 ・ 焼却処分 ・ 中間処理施設で再生処理 (6)ダイオキシン類 (ア)サンプリング調査 ・ 行う ・ 行わない (イ)解体方法: ・ 図示 ・ 処分方法: ・ 図示 ・

6章 石綿含有建材の除去及び処理

項目	特記事項
I 節 共通事項	
・ 石綿粉じん濃度測定 (解仕 6.1.3)	※「 石綿処理特記仕様書 4章 石綿含有材料の除去等、10 石綿粉じん濃度測定」による
3 節 石綿含有吹付け材の除去	
・ 工法 (解仕 6.3.2)	(1)石綿含有吹付け材の除去工法 ※「 石綿処理特記仕様書 3章①施工範囲・工法等」による (2)石綿含有吹付け材の梱包 飛散防止措置: ※湿潤化 ・ 固形化
・ 除去した石綿含有吹付け材等の保管、運搬、処分等 (解仕 6.3.3)	(1)石綿含有吹付け材等の処分方法 ・ (ア)埋立処分 ・ (イ)中間処理
4 節 石綿含有保温材等の除去	
・ 石綿含有保温材等の除去 (解仕 6.4.1)	石綿含有保温材等の除去方法 ※「 石綿処理特記仕様書 3章①施工範囲・工法等」による
5 節 石綿含有成形板等の除去	
・ 石綿含有成形板等の除去 (解仕 6.5.1)	飛散防止のための養生方法 ※「 石綿処理特記仕様書 4章 4 石綿含有成形板等の除去工法」による

上記以外は別途「[石綿処理特記仕様書](#)」による

7章 特殊な建設副産物の処理

項目	特記事項
I 節 共通事項	
・ 施工計画調査 (解仕 7.1.3)	特殊な建設副産物の分析調査 ・ 実施する (対象: ・ 図示 ・) ・ 図示
3 節 特殊な建設副産物の処理等	
・ 特殊な建設副産物の処理等	処理対象の特定物質

(解仕 7.3.1)	種類	改修及び処理等
	・ (ア)冷媒フロン類	※解体共通仕様書解説 7.3.1 による
	・ (イ)建材用断熱フロン	
	・ (ウ)ハロン消火設備のハロン容器	
	・ (エ)イオン化式感知器	
	・ (オ)六フッ化硫黄ガスを使用する機器	
	・ (カ)PFOSを含む泡消火材等	
	・ 特定化学物質障害予防規則による特定化学物質	

8章 その他

項目	特記事項
・ その他の一般事項	※ 処分先の変更等 4章1～4、5章1、6章5、7章1の各処分する施設の明示については、拘束するものではない。処分先を変更した場合は、明示した設計上の処分先と比較検討し、安価になっている場合は減額することもある。

材料・工法等の取扱い

1.材料・工法等指定品目について

以下にあげる品目については、下記「材料・工法等指定品目一覧表」による会社及び商品を適用する。
また、材料・工法等一覧表に記載されている材料・工法等に優先順位はなく、監督員と協議の上、その使用を決定する。
なお、これによらない場合の適用については別途、品質・性能等を記載した資料を提出し、監督員の承諾をうけたものに限る。

材料・工法等指定品目一覧表

章	品目名	会社名	商品名	備考

2.材料・工法等参考品目について

以下にあげる品目は、参考品目であり、材料・工法等に優先順位はない。
記載以外の同等品、若しくは同等品以上であれば、監督員と協議の上、使用することができる。

材料・工法等参考品目リスト

章	品目名	会社名	商品名	備考